

ます。加えまして静岡地検におきまして、一名を毒物・劇物取締法違反でやはり公判請求しております。

これら以外の事件につきましても、それぞれの関係検察庁におきまして、現在、鋭意事実を究明し、その罪責を追及するための捜査活動を続けているところでございます。

○荒木清寛君 そうしますと、現段階における法務当局あるいは大臣の認識をお聞きしますが、オウム関連施設でサリンが生成されていたかどうか、あるいは武器の製造がなされていたかどうか、さらには地下鉄サリン事件とこの教団との関係、これを現時点ではどう認識しているのか、お尋ねします。

○政府委員(則定衛君) 今御指摘の三つの事項につきまして、捜査当局といたしましてはその実行者について鋭意捜査をしておるわけでございます。しかしながら、現時点におきまして私どもから、それらの事件についての実行犯がだれであるか、これについては確たることを申し上げる立場にはございませんので、今後の捜査当局のそれぞれの捜査の進展を待たなければならぬというふうに考えているわけでございます。

○荒木清寛君 そうしますと、オウム真理教をめぐる疑惑の最も根幹をなす部分につきまして、まだ今捜査中である、国会に確たる報告ができる段階ではないというふうにお伺いいたしました。

そういう前提で考えますと、私、非常に納得できないことがありまして、二十五日に与謝野文部大臣は東京都知事と会談をし、その後記者会見をされたということです。その中で、「文部省、法務省、警察庁、東京都の四者が一体となって、解散請求に必要な資料や書面などを整えるべきだ」、「そういう答えをしているわけです。あるいは、国会、委員会での答弁等を聞きましても文部大臣は、オウム真理教に対しては解散請求をするということとはもう自明の理である、もう当然のことである、そういう趣旨で発言をしているわけです。私は非常に疑問に思うわけであります。要する

に、いろいろ今オウム真理教につきまして疑惑に捜査がされているわけでありまして、その犯罪につきましても裁判所で判決が確定しなければ解散請求はできない、そんなことを言うつもりはございません。起訴された時点で、あわせてそういう請求がなされるべきであるとは思いますが、現段階ではまだ全くの捜査中でありまして、国会にもその内容につきまして報告ができない。さらには、疑惑の中心をなす部分につきまして今の段階では起訴もされていないわけです。そういう段階におきまして閣僚の一人が、解散請求をすることはもう当然である、疑う余地がないというような趣旨の発言をするということは、私はちよつと軽率ではないかというふうに考えるわけであります。

そこで、法務大臣にお尋ねをいたしますが、大臣もこのオウム真理教に対する解散請求については文部大臣と同様のそういうお考えなのか。もう一点は、この点につきまして文部大臣と既にもう相談をしているのか、お尋ねしたい。

○國務大臣(前田勲男君) オウム真理教の関係事件でございますが、先ほども刑事局長から御答弁を申し上げましたように、現在、まさに総力を挙げて事実解明に取り組んでおるところでございます。

そこで、宗教法人法による解散請求でございますが、私は、宗教法人の解散請求につきましては、事実解明がなされた段階で判断されなければならぬ、かように考えておりまして、文部大臣の御発言も、仄聞をいたす範囲では事実関係が解明されなければならぬ、あるいは起訴された段階でというふうなコメントがつけられておる、あるいははいつておると私は理解をいたしておるところでございます。

そこで、文部大臣とそれらについて打ち合わせをしたのかということになりますと、正式に打ち合わせはしておりません。ただ、閣議で席も隣でございまして、事実関係が解明されなければという、私も文部大臣にこの法律の趣旨についてはい

ろいろ話もお互いにしておるところでございます。

あと、文部大臣との間はそういうことで、実質的にはしておらないわけでございますが、事務担当者レベルにおきましては、その事実解明等も踏まえながら、時期等も踏まえながら、必要に応じて情報交換を関係省庁のもとにされておるとは理解をいたしております。

○荒木清寛君 私も今大臣がおっしゃったように、今は事実の解明中でありまして、その事実の解明の結果を待って、具体的に言うところ起訴をする段階という話になると思いますが、そういう段階でこの解散請求につきましても判断をする、そのように発言をするのが私は大臣として正しいのではないかとこのように思つて質問したわけでございます。

そこで、この解散請求につきまして文部大臣の方からいろいろな協力の要請もあると思ひますが、そういう要請があった場合、例えば捜査資料を提出してもらいたい、そういう協力の要請があった場合には、これには応じますか。

○政府委員(則定衛君) 将来といひましようか、近い将来そういう要求がございました場合に、つまり事実関係が明らかになって宗教法人についての解散請求がなされるのが熟しておるというふうな認められました段階で、所管庁から宗教法人法に基づきます解散請求のために必要があるとして協力の御依頼がありました場合には、検察当局におきましてその時点で刑事司法手続がどのように進んでいるか、これらも勘案しながら法令に照らしてどのような御協力ができるか検討することになると考えております。

○荒木清寛君 この問題は今のぐらゐにしまして、次に改正法案につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

先般、板倉参考人、岩村参考人がおっしゃつていましたことは、今後刑法の改正に取り組んでもらいたい、その場合には国民に開かれた形でそういう改正作業を行うべきである、この法制審

の委員の人の公平あるいは審議の公開、そういうことに心がけてほしいといった参考人の陳述があったわけでありまして。

そこで現状についてお尋ねしますが、法制審、特に刑事法部会につきましてこの審議の公開がなされているのか、議事録の公開はどうか、あるいは委員名の公開はどうなっているのか、御報告願ひます。

○政府委員(永井紀昭君) まず議事録の公開の問題でございますが、法制審議会は議事規則上その会議を公開しないこととされております。こういう趣旨から、会議の議事録につきましても公開するのが適当でないとしておられます。これは、会議における自由な討論を確保し、審議の過程で提供された公務上の秘密を保持するというこのためでございます。もつとも、審議に際しまして問題となりまして事項や審議経過などにつきましては相当の資料を公表しております。また、適宜報道機関を通じて発表するなどの方法によりまして国民の理解を得るよう努めてきたところでございます。

次に、委員の氏名の問題でございますが、法制審議会の総会の委員に關しましてはかねてから公表しているところでございます。各部会における委員の氏名を公表するかどうかにつきましては、昨年の六月に各省庁間の申し合わせでガイドラインができておりますが、ここにおいてはそれぞれの審議会の決定にゆだねるといふ、特段の事情があれば公開しないでもいいという趣旨のガイドラインになっておるところでございます。

そこで、法制審におきましては、総会におきまして部会についてどう考えるかということをお諮りしたんですが、結局、これはそれぞれの部会の特殊性があるから各部会の決定に任せるといふ、こういう総会決定がなされて、その結果、刑事法部会については、各委員の御意見をお伺いたしましたところ、委員の氏名を公表しないという決定がされました。これは刑事法部会における各委員の意思決定でございますし、推測いたしま

す、中立公平な立場からの自由な討論を確保するための、そういうことから刑事法部会でそういうふうな御決定になったものと、こういうふうな考えております。

○荒木清寛君 議事録は公開していない、しかし相当の、経過につきまして報道機関に対する記者発表等である程度は内容を公表しているというお話でありました。

しかし、刑事法部会の委員名は秘匿されているというわけでありまして。今後刑法改正というふうになりますと、やはりこの刑事法部会で答申を得て国会に法案が提出されるという手順になると思われ、この刑事法部会での審議に国民の意見が反映される、あるいは開かれた部会での審議にするためには、その部会の委員の人選が公平であり、また均衡がとれていなければ、そういう国民の意見を反映した議論にならないわけでありまして。しかし、その委員の氏名さえ公表されていないというふうになれば、我々国会議員でさえその部会での審議が国民の意見を反映しているか検証のしようがないわけでありまして、これではどう考えても参考人が望むような開かれた議論はできないというふうに思いますが、大臣、御見解を求めます。

○国務大臣(前田勲男君) 先ほど永井部長の方から刑事法部会の委員の名前を公表していない問題について、公正中立な立場、また自由な討論の確保という観点から御答弁を申し上げたわけでございます。

また、片や、先生御指摘の点も私も多々あると思っております。もともと過去もこうした事例の中で、特に議論された中でこの部会等には大学の先生等専門家の立場の方がたくさんいらっしゃるに、歴史的にはかつての学園紛争のころなどに、いろいろこうした問題から校内での、時にはつるし上げとか、当時を知っておられる皆さんにはいろいろお話も聞いておられるわけでございますが、今日でできる限り、あらゆる部門の中で情報公開というのが時の流れでもございまして、国民

の大きな関心と要求下のもとにございます。こうしたことも今後も踏まえながら、刑事法部会、また法制審において良識を持って対応されていかれることを期待いたしております。

○荒木清寛君 私は、審議会の委員あるいは部会の委員の方の良識に任せるというだけではやはり足らないのではないかと考えます。

昨年の六月に、審議会あるいは各種の懇談会につきまわりの情報公開、情報公開という言葉は使っておりませんが、そのガイドラインが設けられました。これは言うまでもなく、情報公開あるいは国民に開かれた審議会という意味でのガイドラインであったと思いますが、しかしよく読んでみると、やはり抜けになっていくといえますが、そういう感じがするわけです。今の、部会の委員を公表するかどうかにつきましては、部会で公表するかどうかを決定するというわけでありまして、これは何の情報公開にもなっていないわけでは、先ほど御答弁の中に、特段の事情がある場合には公表しないという決定ができるというふうにおっしゃいましたが、ガイドラインを見ますと、別に特段の理由というのには要求していないわけでありまして、単に部会の委員が公表したくないというふうな多数決で言えばそれが通ってしまうというわけでありまして、情報公開になっていないわけでありまして、あるいは審議会の議事録につきましても、やはり審議会が公表するかどうか決めるというわけでありまして、本当にこれで情報公開と言えぬのか。

そういう意味ではガイドライン自身を見直す必要もあるというふうに考えますが、大臣の御所見を求めます。

○政府委員(永井紀昭君) ガイドラインを見直すべきだという御意見はお承りいたします。

ただ、法制審につきまわってちよつと御説明させていただきますと、実は従来、法制審議会の部会委員の氏名を公表しなかつた理由は、公表いたしますと、先ほど大臣も少し触れたところ

でございますが、部会委員の方々に対しまして非常な個別のさまざまな形の働きかけが行われたことがありまして、中立公正の立場からの自由な討論を確保できなくなるおそれがある、あるいは学問的、専門的見地からの調査、審議を全うできないおそれがある、こういったことから公表してこなかったわけでございます。

ただ、最近やはり時代も変わってまいりましたし、昨年六月のガイドラインはある面で前向きにできるだけ公表するという原則のスタンスがとられていんじゃないかと思うんです。法制審議会におきましては、その後、各部会それぞれ部会の先生方に御意見をお聞きしましたが、民法部会、商法部会あるいは民事訴訟法部会、国際私法部会等、いずれも公開するということになっておりました。現に公開をしております。ただ、刑事法部会だけにつきましては特別の考え方といえますが、いろいろな事柄を、諸般の事情を考慮して差し当たり公開しないという、そういう決定がされた、そういう経緯がございます。

○荒木清寛君 次に、強盗傷人罪につきましてお尋ねいたします。

大臣の法案提案理由説明の中に、条文の現代用語化とともに、「あわせて刑罰の適正化を図るために必要な改正を行う」、そういう趣旨でありました。ですから、内容につきまして全く変更を加えないというのではありませんか、必要最小限度、各界の意見が一致している事項について、緊急性の高いものについて改正を加えるという意味ではないかと思えます。それで尊属加重規定の削除等も行われたわけでありまして、そういう意味では強盗傷人罪の刑の不均衡というのがなぜ今回正がなされなかったのかというふうに考えます。

先般、岩村参考人も言っておりましたが、例えば事後強盗罪、窃盗犯が家の人に見つかつて、逃げたためにその手を振り払つて逃げた、それで軽微なけがを負わせたといったものでも強盗傷人罪になりまして、最低でも懲役七年、ですか

ら酌量減輕をしても執行猶予はつかないという、こういう刑の不均衡がある、不均衡といえますか下限が重過ぎるのではないかと意見があるわけでありまして。

この点につきましては、実務の面でも、あるいは学者あるいは弁護士、各関係者、刑の不均衡があるという意味では意見は一致していると私は思いますが、この点はいかがですか。まず当局にお伺いします。

○政府委員(則定衛君) 御指摘の、強盗傷人罪の法定刑の下限が重過ぎるのではないかとこの声は、確かに実務家の中でもかなり大きな声として存在するということがよく承知しておるわけでございます。

今回、刑法の現代用語化を図りますに当たりましては、基本的には内容の変更を伴わない、どうしても最高裁判所の違憲判決等を受けてこの際触れざるを得ないところは別として、こういう前提で事に当たつたわけでございますが、法制審議会の刑事法部会の審議におきまして、この強盗傷人罪の下限の引き下げについて考慮すべきでないかという点についても実は検討がなされたわけでございます。しかしながら、他にも例えば現住建造物等放火罪の下限の問題等ともいろいろ関係してくるところがございますし、また強盗罪の法定刑の下限とのバランスの問題等もございまして、いわゆる各罪種ごとの法定刑のバランス全般について考えてみると、この強盗致傷罪の法定刑のみだけ取り出して下限を引き下げるといふのはいかなるものかという考え方が大勢を占めたわけでございます。

そういう意味におきまして、早急に大方の合意が得られるものに限って手当てをさせていただくという基本的な方針から申しまして、今回はこの強盗傷人罪についての法定刑の下限の見直しというものは行われなかつた。結論的にはその方向で合意がなされた、こういうことでございます。

将来、刑罰法令全般について見直すというときには、この問題についても一つの大きな課題として

て検討すべきものと考えておるわけでござい
ます。

○荒木清寛君 それでは、実務の運用について
伺いますが、先ほど私が例示したような事後強
盗罪で軽微なけがを与えたという場合も、
すべて強盗傷人罪ということで起訴しているん
でしようか。

○政府委員(則定衛君) 強盗致傷罪におきま
す傷害の程度といましようか、実務上、積極的
にそれを強盗致傷、傷害ということで評価して
やっていると、この場合、このようにことにな
るかと思ひますが、その場合は、一般的に申し
まして、日常生活上看過されるような軽微な傷
害はこれに該当しないという有力な見解もござ
いまして、実務におきましてはそういう見解を
踏まえまして適切に対処しているものと思われ
ます。つまり、傷害といひますのは非常に軽微
なものから重傷のものまであるわけでござい
ますが、日常生活上看過されるようなものに
ついて、強盗致傷罪におきまます傷害として
それを認定して起訴するといふことは必ずしも
一般的ではないといふ考
え方でございします。

また、事後強盗罪における暴行、脅迫につ
きましては、相手方の財物を取り返そうとする
意思や逮捕しようとする意思を制圧するに足
る程度のものであることを要する、そういう
ふうな解され
ておりまして、軽微な暴行、脅迫にとどまる
事実で事後強盗とされているものではないと考
えております。実務の運用におきましても、そ
ういふ理解を踏まえまして、事後強盗罪に当
たるような暴行、脅迫があつたかどうか、これ
を慎重に判断して処理しているものと承知して
おります。

○荒木清寛君 私がいろいろお聞きしますと、
理屈の上では強盗傷人罪になるような案件でも、
この刑の下限が重過ぎるという点から、強盗と
傷害に分けたりあるいは強盗と傷害に分けて起
訴をしたりといふことがよくあるというふう
に聞かれています。この不均衡の是正といふ
のは私は急務ではないかというふうに考えま

す。今後、余り長い話じゃなくて、一つの優先
課題として取り組んでいただきたい。

先日北村委員からいろいろ逐条的に、おかし
いんじゃないかというお話がありました。改正法
の百五條の二、証人威迫罪でありまして、「面会を
強請し、又は強談威迫の行為をした者」という
表現ですね。これは到底底私、今の現代用語と
は言えないんじゃないかと思ひます。私も法律を
勉強しましたけれども、これはキョウセイと読
むのか、ゴウセイと読むのか一瞬わかりません
で、また調べ直してこれはキョウセイと読むん
だというふうなわけでありまして、読み方とい
ひ、また意味内容といひ、大体類推はできま
すけれども、例えば「面会を強要し、又は威迫
する言動をした者」というような表現になぜ
できなかったのか、その点について伺ひたい
と思います。

○政府委員(古田佑紀君) 委員御指摘のと
おり、これはキョウセイ、ゴウセイ、どちら
でもよろしいようではございますが、あるい
は「強談威迫」と、こういう言葉が必ずしも
日常的に今使われていないことは事実だと考
えております。この点につきまして、私もど
うもいいたしませんが、ほかに適当な表現が
ないかいろいろ検討し、法制審議会で御議論
をいただいたところでございします。

例えば、「面会を強要する言動をした者」とい
うのが、「強要」という言葉を用いますと、ど
うしても強要罪にいう「強要」との関係が問
題になりまして、やや現在の「強請」という
言葉よりは狭めに解釈されるおそれがある。そ
れから、「威迫する言動」と申しますと、「強
談」といふ、こゝに「威迫」といふふうな普
通は説明されておりますけれども、そういう
ふうなことができない。そういうことから、ど
うしても現在の言葉に置きかえる適当なもの
がなく、ほかのわかりやすい言葉に置きか
えようとすると従来の解釈あるいは理解に
かなり大きな影響を与えておそれがあるとい
うふうな問題があつたわけでございします。そ
ういふ点から、このところは、

やや古い言葉ではございますけれども、現行法
と同じ規定の仕方ということにしたわけでござ
いします。

○荒木清寛君 終わります。

他もほとんど一部を除いては変えておらない、
変えないというむしろ前提でやっておるという
わけでございます。もちろん内容の変更も一部を
除きません。そうした観点。そしてまた私は、こ
れは専門家にゆだねられたことではございます
が、例えば刑罰規定が言葉を変えることによって
拡大してはいけないあるいは縮小してはいいな
い。こうした幾つかの前提のもとに、また前提
があるだけに、国民がすぐ読んでわかるという
ような改正が行われなかつたといふことは、こ
れは御指摘の事実をまづまでもないことでは
ございします。まず、これは新しい時代に合
つた、また国民に理解されやすい刑法のいわば
大きな改正をまたその段階に至っていないとい
ふことからいひ、及第点はいただけるのか、さ
ように自負しておるところでございします。

○平野貞夫君 私、いろいろ問題点があると思
ひますが、結論的には一種の情報公開じゃな
かつたかと思ひます。

率直に申しまして、私も大学時代に刑法を学
んではおるんですが、いわゆる改正の対象にな
つていない刑法については、語学力の極めて
ない私ですらも英語の方がわかりやすい、同
じ日本語だけれどもとも意味はわからぬとい
ふ内容でございします。で、これの現代用語
化で情報公開という意味が、私は、改革の一
つの本国会の法案ではないか、そういう観点
から平成会としても積極的にこれにいろいろ
な形で協力してきただけでござい
ます。

現在、御承知のように、非常に我が国にと
つては不幸ないろいろな事件が起つてござい
ます。これはいづれも、危機管理あるいは国家
の秩序、国民の生命、財産の保護という意
味から大変な法律のあり方が国民的な関心
になつてございします。ちやうどそういう機
会とこの刑法の現代用語化が重なつたとい
ふことは、一つは縁だと思ひます。そういう
意味で、法秩序の大切さを国民に理解し
てもらふためには、私は、刑法は読みやす
くな

そうした点から考えますと、かなりいい点
をいいたかと思ひますが、ただ、こうした
理想を考えましたときに、この改正でかなり
わかりやすくなつてはおりますが、しかし先
日来、北村先生を始め各委員の先生方の御
指摘にも、いろいろまだ国民生活になじみ
の薄いといふか、ないといひますか、非常
に専門的な言葉もあるわけ
でございします。

ただ、今回の現代用語化、平易化で、構成
その

た、わかりやすくなったという広報活動をこの機会にすることが、不幸ないろいろな事件を少なくする、防止する役割になるんじゃないかと思いが、この現代用語化に伴って、法務省として国民へのPR活動、何か具体的なものを考えておりましたら御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(則定衛君) 御指摘のように、刑法は法秩序を維持する上で一番重要な法律ということでございます。また、それとともに、国民生活にも深くかわる法律でございますので、国民の皆様方に理解をしていただくということが大変重要なことであると考えております。

そこで、法務省といたしましては、今回の刑法改正につきまして、法制審議会から答申をいただきました段階で広報活動もそれなりにさせていただきましたが、今回、この国会で成立させていただきました場合には、改めて新聞、テレビ等につきまして、その意味内容等について誤解のないように広報させていただきたいと思ひますし、また法律関係の雑誌等につきましてもできれば特集的な扱いで、実務法曹につきましてもまた正確な理解がなされるように広報をしてみたいというふうに考えておるわけでございます。

○平野貞夫君 この法律案を提出されるにつきまして、私、事務局の方大変御努力をされたと思ひますが、現代用語化といひましても、意味を全く違えずに言葉を変えるわけですから、用語がなかなか難しかったと思うんですね。

それで一条だけちょっとお聞きしたいんですが、用語が大幅に変わった典型的な例は七十七条の内乱罪だと思ひます。改正刑法草案というのがございますね。むしろ非常にこちらに近いといひますが、こちらのイメージを連想するわけでございますが、この七十七条、内乱罪の中で非常に難しいと言つたらあれですが、非常に抽象的な用語が幾つもありますので、一般論として結構でございますから当局の解釈を確認しておきたいと思ひます。七十七条の「統治の基本秩序を壊乱する」と、「統治の基本秩序」というのはどういう解

釈といふか意味でございしますか。

○政府委員(則定衛君) これは現行刑法の七十七条の「朝憲」という言葉を言いかえたものでございしますけれども、従来、「朝憲」につきましては、判例では「国家ノ政治的基本組織」としてあります。また、学説を見てみますと、「凡そ国家あればその成文なると不成文なるを問はず統治の大則を定むる準則存するものなり。この準則すなわち法文にいわゆる朝憲なり」というふうに言われておるわけでございまして、それを今回「統治の基本秩序」というふうに言い直させていただいたということでございます。

○平野貞夫君 もう一点、「暴動」という言葉がございしますね。これは前のものにもあるわけですが、この「暴動」というのはちよつとどういう概念なのか教えていただきたいと思います。

○政府委員(則定衛君) これは一般に多数人が結合して暴行、脅迫を内容とする行動をすることを意味してございまして、「暴動」の人的な規模は、この刑法にございします騒擾罪におきまして多衆集合では足りませう、いわゆる朝憲案の目的を實現する可能性を持つ組織的集団であることが必要であると解されてございまして、その結果一地方の静ひつを害する程度に行われることを要するといふうな理解でございします。

その場合の暴行または脅迫といひますのは大変広い概念として使われているようでございまして、場合によりましたら殺人とか放火とか、こういうことに至りますものも含めていわば暴行といふふうなところとえ方、つまり一般的な言葉で申しますと暴力的な行為といふ意味でこの暴行の概念を理解しておると思われまふ。

○平野貞夫君 やつぱりこの内乱罪というのは、お話しのように、国家の統治機構、それから統治の基本秩序、こういうものに対する一つの攻撃といひますか、そういうものを前提としていふと思ひますが、最近のやはり犯罪の中で一番問題なのはテロ、あるいは毒ガスとかハイテクで武装化された、場合によっては軍事的な言つてもいいと思ひますが、そういうものが日本だけじゃなくて世界各国に発生してございまして、この七十七条で取り締まるかどうかという問題が一つあると思ひます。そういう意味で、一昨日、最近の連続異常事件に内乱罪を適用する議論は現時点ですべきでないという御答弁はそのとおりだと思ひます。

そこで、今、懸命に証拠による事実を捜査で集めていふと思ひますが、これもまた当局が大変な御苦労をなさつてございまして、現段階で逮捕とか捜査等そういったことで適用した法律あるいは罪名で、法務省が承知している範囲で結構でございますが、どんなものがあるか、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(則定衛君) いわゆるオウム真理教関連の一連の事件についてどのような罪名で検挙されているかということでございます。

私も報告を受けておりますところからいひますと、刑法の各罰条からいひますと、恐喝あるいは脅迫、監禁致傷あるいは誣告、犯人蔵匿等々十七つの罪名にわたつてございまして、特別法犯につきましても、古物営業法違反あるいは道路交通法違反等十四の特別法にわたつてございします。

○平野貞夫君 村山首相が二十日の衆議院の予算委員会、際どい別件逮捕という非常に無責任な発言をしたんですが、今のお話でこの実態の一部ではないかと思ひますが、危機管理の最高責任者が、みんなが一生懸命本心に寝ずに捜査をしていふのを、際どい別件逮捕なんというところを違法な発言を総理がされるという、そういうところ自身に日本の法秩序がいかにまともでないかといふ私は非常に怒りを感じます。

そこで、法務行政を所管する責任ある大臣として、村山総理の発言に対してはどんな感想を持っていますか。そして、本来なら注意を喚起すべきだと思ひますが、いかがでございしょうか。

○国務大臣(前田勲男君) 総理の御発言をめぐつてでございますが、まず法務省といたしましては真相解明がとにかく急務である。そこで、警察における犯罪捜査は法令に従ひまして適正に行われおると聞いておるわけでございまして、検察当局におきましても、法と証拠に基づいて適正な捜査、処分を行つておるものと確信をいたしております。

そこで、私もこの予算委員会に出席をいたしておりました総理の答弁を聞いたわけでございまして、私が聞いた範囲では、法的にできる限りの捜査を尽くしているという意味の趣旨で総理は答弁されたものと私は解釈をしておるところでございます。

○平野貞夫君 新聞によりまして、この発言を訂正したいということ、これは正式に私は知りませんが、軽微なという、そんなような表現に変えたいと。これまた、軽微な云々ということになると、余計私はまいじんじやないかと思ひますね。それは、やつぱり一つ一つの法律はそれぞれの目的を持って、それぞれの役割を持つてあるわけですから。

ここら辺、現政府のやつぱり現在の日本の国の危機状況に本当にどんな感覚をされているかという、非常に私はもう悲しいくらいでございます。もうこれ以上このことについては申し上げませんが、ひとつ大臣、そこら辺のことをよくお含みいただいたいて、国会議員の中にも怒りの声があるといふことを総理にお伝えいただきたいと思ひます。捜査に当たつておる方は各方面の方がおるんですが、大変苦勞されておるわけで、その苦勞は私は理解できます。しかし、国民の目から見まして、私たちがもうございまして、捜査の効果というものが、こんな事件ですから、何とか一日も早く、安心してと。東京に修学旅行を中止した学校が相

当ございまして、こんなことは日本の近代始まって以来私はない状況だと思います。なかなか具体的に目に見えないものですか、テレビばかりがこれを報道するという、しかも、余り報道し過ぎて、なれちゃって危機感が逆に薄れているという傾向もあるわけですが、効果はひとつ問題があると思います。

私は、効果が上がらない原因は、社会構造とかあるいは私たちの生活、それから技術の進歩、それから価値観の多様化という、物すごく変わったわけですが、社会自身が、そういう変化に対して、危機管理、秩序を確保するという法整備が対応できていないところに私は原因があつて、これは当局だけじゃなくて、政治、国会の責任の方が大きいと思っております。

刑法の現代用語化ができていても、内容はほとんどそのままでございます。ここには弁護士の先生方がたくさんいらっしゃいます。おしかりを受けるかも知れませんが、せめて改正刑法草案でも早く成立していただければいいんじゃないかと、そういう私は個人的な印象を持っております。そういった観点から、今後の刑事法規の整備についてどのようなお考えをお持ちになっておられるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(前田勲男君) 先生御指摘のとおり、社会の複雑化、高度化、国際化、また価値観の多様化等、犯罪情勢は全般に大きく変化をいたしております。捜査に対する困難化等も身にしみておるところでございます。こうした環境の変化に対応して、刑事司法の目的を的確に果たし得るように常に努力をしていくことが責務であろうと考えております。

刑事法制上の整備につきましては、こうした観点から、社会や犯罪情勢全般の変化を踏まえて、冷静かつ慎重、また総合的に検討をしていかなければなりませんし、とにかく現行法で何が不備で不足しているのか、こうした点などもよく踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。

○平野貞夫君 一月の阪神・淡路大震災のときも

そうでございますが、危機管理というのはやはり、この危機というのはやっぱり避けられないと思うんです。我々が生きている限り、したがって、その危機が起きたときに被害をいかに最小限に食い止めるかというのが、これが大事なことで、そのためのシステムというのが体制、これが必要なんです。これが政治のやっぱり一番大事な役割だと思っております。そのために我々は税金をちやうだいて活動しているわけですが、そのためにはやはり事前の情報収集とか、それから分析、予測、準備、訓練等本当にいろんな積み上げが必要だと思ひますが、同時に、その発生したときの対応も非常に大事だと思っております。

そこでお尋ねしたいのは、今回のこの連続異常事件でもって関係レベルで、事務レベルでは当然あると思ひますが、関係レベルで対策本部とかそれに類似した機関をつくられたでしょうか。あるいはつくられていたら、何回、どのような活動、協議をなされたか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(前田勲男君) 今回のこのサリン事件等に対して、社会に重大な不安と脅威を与えて市民生活の平穩の確保に支障を、もう既に先生御指摘のとおり修学旅行等も東京には取りやめられたというような現況にかんがみまして、まず何よりも関係行政機関相互間では緊密な連絡を確保するという観点で、犯罪防止、再発防止を図るためにも、四月六日に内閣にサリン問題対策関係省庁連絡会議が設置をされております。これはまさに法務省からは刑事局長が参加をいたしておるといようなことでございますが、この協議会を設けており、協議会自体は二回にわたり開催をされております。

協議会の中身は御質問ではございませんで、閣僚レベルでどういう対応をしておるか、こういう御質問でございます。

そこで、閣議あるいは閣僚懇で常に自治大臣等々から報告を受け協議をいたしておるところで

ございまして、またそれぞれ関係閣僚間におきましても緊密な連絡を取り合つて万漏なきように対処をいたしておるところでございます。先生御指摘の関係レベルの対策会議というものは、まだ現在設置はしてございません。

○平野貞夫君 私、今お話を聞いておりまして極めて不十分だと思います。問題をサリンに限定することの問題もあると思ひますが、今さまたま、外国からの武器購入とかそういうことが報道されておるんですが、そういう意味では私はやっぱり異常事件というのはもうちょっと包括的にとらえるべきだと思います。サリンだけに限定すべきじゃないと思ひます。これだけの国民生活の危機、国家秩序の危機に対して政治家、いわゆる関係レベルでそういう相談する機関がつくられていないというのは、これは法務大臣に文句言つてもいいかと思ひますけれども、これはやっぱり総理大臣の見識を疑ひますね、本当に。

今や戦争ですよ、日本は。見えない敵、まあ見えてはいるかも知れませんが、そういう自覚を私はぜひ持つてもらいたいと思ひます。要するに、この異常事件は通常の犯罪と違うと思うんです。先ほど申し上げましたように、ハイテクを使つた、これはこれから調査するでしょうけれども、捜査するでしようけれども、武装化、軍事的な活動をするという可能性もあります。しかも、外国とつながっているんじゃないかという見方もあります。

これは私は、やっぱり政治の対応は物すごく大きいと思ひ、大事だと思ひます。そういう意味で、私も国会議員ですけども、残念ながら大変、文句言つばかりで活動はしておりませんが、政治のこういうものに対する対応の仕方のまづが各種の選挙で無党派層をふやす一つの原因だと私は思つております。本来なら国会だつて国会決議ぐらいやつて政府を叱咤激励する、そして当局も頑張れというぐらゐのことを本当は国会としてもやらなきゃだめですけども、どうもそう

いう動きにもならぬ。本当に日本人のモラルの空洞化の現象だと私は思つております。

このような状況の中で、私は、一部報道されております破防法の適用、先議員が先般御質問されたと思ひますが、これにもやはり限界があると思ひます。やはり市民社会に対する攻撃というもののに対して法秩序をどうするかというものが私は一本抜けていると思ひます。国家の機構とか、今までの大体この種の犯罪というのは、治安当局をぶつとぶせとか、大学の管理者をぶつとぶせというところでやられているわけですけども、こういう市民社会に対する無差別、こういうものはやっぱり率直に言つて法制度ができていないと私は見るべきだと思います。

そういった中で、法務省、特に公安調査庁の役割は私はまた改めて見直すべきじゃないかと思つております。与党の一部から出ております縮小とか整理というふうな話は、とんでもない話だと思つております。むしろ新しい機能を持たせるべきだと私は思つておりますが、大臣の御所見をいたしたいと思います。

○国務大臣(前田勲男君) その前に、閣議会議を持すべきだという御指摘を先生からいただいたことを大変ありがたく承つておりますが、閣議、閣僚全体で実態解明に向ける対応、またサリンのみならずこうした危機について閣僚全体で熱心に議論をしておりますというのを御報告だけ申し上げておきたいと存じます。

そこで、公安調査庁の果たすべき役割は極めて今日大きくなつておる、整理、縮小、統合等は不適当と、大変御理解いただきありがとうございます。まさに先生御指摘のとおり、内外情勢は大変複雑に流動化しております。従来では全く想定できなかった形の事件が発生をいたしております。もうまさかというのはいない、まさかには常にあるんだ、こうした気持ちで法秩序維持に私ども努めていかなければならないと改めて決意を新たにしております。法秩序維持に大きく

な脅威となつております、公安調査庁につきましても、こうした情勢の変化を視野に入れまして、やはり時代に対応した組織にしなければならぬというような観点も含め、現行の組織体制を最大限に機能させ、そしてまた幅広い観点から情報収集活動の充実強化に努めるとともに、やはり内部体制などもよく考えていかなければならないという気持ちで私もおるところでございます。時代に即応した役割を果たしていける公安調査庁に努めていく決意でございます。

○平野貞夫君 最後にはいたしますが、これは御答弁は結構でございます。

一連の異常事件というのは、私は日本の議会制民主主義に対する挑戦だと思っております。そういう意味では憲法体制に対する挑戦でもあり、また逆に言えば憲法体制が崩壊しかかっていけるからこういうことが起こると思っております。

そこで、個々の特別法とか刑法のいろいろな各法でいろいろ捜査をし、事実関係、証拠を集めるわけでございますが、そういうデモクラシーに対する挑戦というものに対しては、私はやっぱり最終的にはその証拠をもとにマクロなものでおさめなきゃこれはやっぱり日本の国家の崩壊につながると思っています。そういう意味では、これは答弁は要りませんが、内乱予備罪ぐらい、あるいは時間がかかるでしょうけれども、こういうことを再び起こさないために破防法の適用もやっぱり線上に入れた十分法務省として対応されるよう要望いたしまして、質問を終わります。

○山崎順子君 平成会の山崎順子です。御存じのとおり、刑法は一九〇七年に制定されたわけですが、そのときの帝国議会の構成員は当然全員男性でございました。その上、帝国憲法下の裁判官にも法律学者にも、残念ながら女性は一人もおりませんでした。

それで、強姦罪の暴行、脅迫といった程度というのがあるんですが、その程度を確立、確定しました最高裁判所の裁判官もそのとき全員男性でございました。

それで、今回刑法の改正は、表記と、尊属加重の廃止とか、瘡痍者の問題とかいろいろございまして、刑罰法でできたときに女性の権利の視点というものが欠けていたのではないかとこの点につきまして、強姦罪のことできょうは御質問させていただきますと思っております。

まず、理事会の承認を得まして皆様に資料を配らせていただいたんですけれども、これをごらんになりますと、強姦罪と強姦罪の量刑が随分違うんじゃないか、不均衡なんじゃないかということがあるんですけれども、強姦の方が強姦よりも軽いんですね。もちろんこれは、百七十七条と二百三十六条で懲役の刑期を、それぞれ、「二年以上」と「五年以上」というふうに違いますが、当然しもしれませんけれども、性的な自由といふのは人間の尊厳にとつてかけがえのない自由だと思ふんですが、なぜそれよりも財物とか財産的利益の方を重く保護した量刑になっているのか。この辺おかしいと思ひにならないでしょうか、お答え願います。

○政府委員(則定衛君) 大変お答えするのに難しい御質問でございます。御指摘のとおり、刑事裁判におきましては、まずもって法定刑の枠内です。それぞれの案件に即して適正な量刑がなされていくということになると思ひますが、既に御指摘のとおり、一つはやはり強姦罪と強姦罪におきましては法定刑の下限が二年と五年という差があると、上限についても同様ということでございます。それともう一つは、何といひましようか、強姦罪等におきまして被害者と犯人とのいろいろな態様その他微妙なところもこれありまして、なかなか一概に経過するといふふうなことはではないのかというふうな思ひでございます。

○山崎順子君 それでは、強姦罪の保護法益といふんですか、どういふ利益を守るためにこの強姦罪があるのか、ちよつとお答えください。

○政府委員(則定衛君) 強姦罪につきましては、一般的に個人の性的自由ないし貞操を保護法益とするといふふうに考えられております。

○山崎順子君 この「強姦罪」や「強制猥褻罪」といふのは、刑法第二十二章の猥褻、姦淫及び重婚ノ罪の中に置かれていまして、強姦罪は、その次の二十三章といふのは「賭博及び富籤ニ関スル罪」、二十四章は「礼拝所及び墳墓ニ関スル罪」と統一されておまして、これらは社会的法益の中の道徳的秩序に対する罪の一群といふふうにとらえていいんじゃないかと思ふんですね。

それですと、刑法で強姦罪をつくった立法者はその当時、二十二章の罪というのは性的秩序ないし健全な性風俗を保護法益と考えていたということとがわかると思ふんですけれども、当時の戦前の家父長制思想のもとでは、性秩序を乱すこと、女性に貞操を守れということであつて、女性が貞操を守り、貞操なんという言葉もあれですが、二夫にまみえぬという、こういう言葉もあるんで、それがこつて初め維持されるという、そういうことだつたと思ふんです。

今は、現行憲法が基本的人権の保障を定めることになつておりますから、当然、強姦罪の保護法益は女性の性的自由でなければならぬと思ふんですけれども、どうもこの二十二章にあるということは、それから、その後の裁判での強姦罪をつけるかつかないかというふうなところを見ても、おきまして、個人の保護法益、個人的法益に対する犯罪というのには建前ではないかと。性的自由というものが現実には守られていないのではないかと。いふふに考えるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(古田佑紀君) まず、お尋ねの中の前の、なぜいふゆる社会的法益と呼ばれているところ、強姦罪の規定が設けられているかといふこととございまして、これは実は沿革的に見ますと、もともと強姦罪はいゆる公然猥褻罪とかさういふ性風俗に関する罪とは別に、身体的自由に関する罪として整理されていたわけでございます。それが旧刑法の時代でございまして、それが現行刑法になつたときに現在の位置に変わったわけですが、この点につきまして当時どういふふうにか考へていたのかということが必ずしも資料的には

つきりしないところもあるわけですが、推測で申し上げて大変失礼ではございますものの、要するに性関係に関する罪といふことをこでまとめたといふふうには理解する方が適當ではないかと思ふわけです。

国家的法益、社会的法益、個人的法益といふふうなこういう分類というのは、実は現行刑法ができました後に、いわば学説的に分類されてきたという経緯もございまして、必ずしも今、その章の位置だけで御指摘のようなことになるかは限らないと思ひます。

それともう一つは、性的自由の方が薄いのではないかという問題でございますが、これは確かに強姦と比較した場合にそういう面の御指摘もあるかと思ひます。ただ、これ別に、生命犯という、身体犯といふふうにか考へますと、実は傷害致死の刑と同じでございまして、決してもともとも軽いといふわけではないわけで、強姦が重いといふのではないかという意見もまた逆にあるわけでございます。

いづれにいたしましても、実際、強姦罪等につきましては、いろいろな被害者の事情等も考慮いたしまして、実務上十分その辺を配慮して運用していることは間違いないと考へております。

○山崎順子君 前田法務大臣にお伺ひしたいんですけれども、今この百七十七条は、「暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。」となつていて、五年以上の有期懲役に処する。ところが違つただけで、「暴行又は脅迫を用いて」までは同じなんです。他人の財物を強取した者は、強姦の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。」と。

先ほどの質問になるんですけれども、強姦の方が「二年以上」で強姦の方が「五年以上」といふ、今お答えでいろいろ、こちらの強姦の方が重過ぎるんじゃないかという意見もあると、先ほど同僚議員の方からもそんな質問もございましたけれども、確かにそういうこともあるとしても、大臣は、

先ほどの質問に返るんですが、人間の尊厳にとつてかけがえのない自由である性的な自由よりも、財産とか財物、物の方を重く保護しているということ。

レイプされて自殺した女性はおりますけれども、私は、自分の家の物を強盗されて自殺したということとは聞いたことがないですね。やはりレイプされた方がその被害者にとっては大変に重いものだと思うんですけれども、大臣の個人的な御意見で結構なんですけれども、どちらが人間にとってかけがえのない価値だと思いいになりますでしょうか。

○国務大臣(前田勲男君) どちらがかけがえがないかとお問いでございますと、人間の尊厳があつて初めて物の尊厳が出てくるという順番であらうと思ひます。

○山崎順子君 そういう意味では、ぜひこの強盗罪と強姦罪の不均衡の是正というのを刑法の改正の中でしっかり考えていただきたいと思ひしております。

それからもう一つ、強姦罪といふのは十三歳というところで、年齢で十三歳以下の場合、その場合は、相手が抵抗したかどうか、それから暴行、脅迫を用いたかというようなことは余り関係なく、同意したか同意してないかも関係なく強姦罪になるわけですが、問題は、「暴行又は脅迫を用いて」といふふうに書いてあるんですが、これはどういう程度かということ、もちろんこの刑法には書いてないんですが、暴行、脅迫の程度というところが大変無罪か有罪かというときに問題になっております。

それで、夜遅く歩いていたら君が悪いんじゃないとか勝手にそんな男についていったのがいけないとか、大抵の場合、物をすられたとか盗まれたとかというときに、普通、それはあなたに油断があつたから、すぎがあつたからだと言つて被害者の側を責めたりはしないと思うんです。加害者がどういふ犯罪を犯したかという点にだけ焦点を当てて罪というものが決定するものだと私は思ひます。

つていふんですけれども、強姦の場合は違ふんですね。もう被害者が徹底的に責め立てられると。なぜそんな、それも夜道を歩いていたらだめだとか、肩に手をかけられて松林の海の方に行つて、それでも君は強姦されたのを同意していたなんていふふうな犯罪の判例まであるんですけれどもね。

そこで、女性の意思というものが全く問題にされないで、逆にどれだけ抵抗したかということが問題になつて、よほど生命の危険にさらされるまでの抵抗をしなければ、そういった相手の犯行を著しく困難にする程度の抵抗でない限り無罪になつてしまふというふうな、強姦罪が適用されないなどということがございます。

これについてちよつとお伺ひしたいんですが、この暴行、脅迫を用いてということが、必ずこの強姦罪を適用するときに必要だと思ひますでしょうか。

○政府委員(古田佑紀君) 私の方であるいは御質問の真意を必ずしも把握できない御答弁をするようになるかと思ひますが、やはり人を処罰するということでございますので、明確な形でいけば違法なこと、悪いことだということが立証できるといふことが必要わけでございます。

そういう意味で、この強姦罪の場合には、要するに女性の方にまあ基本的には自由な意思決定によつて同意をした場合には、もちろんこれを処罰するということとはあり得ない性質の話でございます。じゃ、そこで一体、どういふふうなところまでいったときに違法な行為として刑罰を科するのかがというところの区切りの問題があるわけ

で、そういう点から、当然ながら意思決定の自由を制圧している、そういうふうなことが認められる暴行、脅迫というものがあつたときに処罰する、こういう考え方で強姦罪といふのはできていふふうなふうに思ひつていふわけでございます。

○山崎順子君 この「暴行又は脅迫を用いて」といふものがあるがゆえに、本当に命の危険にさらされるような形にまで抵抗をしないと落ち度があつ

たといふふうに責められるわけですから、ほとんどの人が警察にも通報しなかつたり裁判に訴えるということもしないという、今泣き寝入りの状態の方の方が圧倒的に多いんですね。

今、女性の自由意思があつたとすればもちろん強姦罪にはならないとお答えになりましたけれども、女性の意思で嫌だということだけでは足りないとお思ひになつていふことでしょうか。

○政府委員(古田佑紀君) 嫌だといふのがどういふふうなところなのかという問題なんですけれども、要は、無理に姦淫をするということがどうしてもやはり必要なんじゃないだろうか。その無理にという点をどういふふうな場合に無理に考えるのか、それが人を処罰するという刑罰法規との関係で明確なものでなければならぬ、そういうふうなことがどうしても出てくるんだらうと思ひます。

そういうところで、例えば先ほどお話の中にありました十三歳未満の場合には、これは一切そういうことはない。これは、そういうふうな意思決定といふのを十分できるようなものではない。そういうふうなときにはもうその同意とかそういうことを問はずといふことになつていふわけで、それと似たようなものとしては、例えば睡眠中であるとか、おおよそそういう自由な意思決定といふのが考えられないといふふうなものにつきましては、これはまた別途、暴行、脅迫を使わなくても強姦罪だといふことにされていふわけです。

○山崎順子君 一つちよつと、強姦救援センターの相談を受け付けてもう十年以上やっていふところなんですけれども、そこで支援を私などもしておられますけれども、弁護士さんたちで、いろいろ相談を受けておられますときにこつこつと、もちろんこの人は警察にも言つてないし告訴もしていない人なんです、ちよつと読ませていただきますね。

「私はどうしても生きて帰りたいので、明日の朝、この車の中で殺された私が放り出されているかもしれないと思ひました。男は「オレの言う通りにしなければ殺すぞ」と、私の首にナイフをつきつけて言ひました。私は「わかつたわ」と、生きて帰ることだけを考えました。後はすべて男の言う通りにしました。服を脱ぎと命令されて自分で脱ぎました……」

こういう陳述とか相談の場で話された言葉があるんですが、こういう女性は大変多いんですね。当然、殺されるかもしれないという恐怖感で抵抗しないケースもたくさんあると思ひます。

そうしたときに、嫌だといふことがわからないとおつしやいましたけれども、嫌だといふだけで、やめてくれとか逃げようとして例えばブラウスを引きちぎられて破れたというケースでも無罪になつていふものもあるんですね。そうしますと、その中で、身をよじつたときにブラウスが切れたりすることはあり得る、ごく通常の性行為の中でも身をよじることがあり得るという、そういうことを裁判官が判例で言つていふわけですね。

そうすると、本当に私なんかは、強姦救援センターやそういうところでやつていふ女性たちはみんな、へえ、そうすると裁判官というのは、申しわけありません、もちろん全員の方のつもりではありませんが、通帯をういつた、ブラウス、着衣が破れるようなそういう性行為をなさつておるのかしらとみんなで大笑いしてしまつたんですけれども。

そういう貧しい性的な関係から、個人的にはそれでいいかもしれないんですが、それでケースを載くといふことは許されないことではないかと思ひつていふんですね。それもこれも厳密に、被害者だけじゃなくて加害者の方が本当にその被害者なのかといふことを公正に裁判しようといふあらわれかもしれないけれども、そのときに、今の「暴行又は脅迫を用いて」といふような一文があるがゆえに、生命の危険を冒してまでの抵抗といふこ

とが必要になつてくるんじゃないかと思われま

す。これはアメリカ等でも今まで、女性というのは夫の財産とか物というふうな考え方がありまして、またそれから夫婦間でそれから強姦罪が成立しなかつたとか、またその強姦でやはり女性の側が自分の貞操を守るためにだけ抵抗したとか、それで死んだ方が逆だといふようなところがある、どの国でも強姦罪というのは不備だつたんですけれども、ミシガン州がまず客観的な基準をつくりまして、それによって加害者が何をしたかといふことだけを問う形になつて、被害者が同意したかどうかとか抵抗したかどうかといふことは不要になつたんですね。

こういふことを受けて、アメリカではもう三十五州がそういった改正をしておりますし、他の国々でも強姦罪の見直しがどんどんなされていく状況ですので、決して日本だけそういうことができないといふことはないと思ひますので、ぜひこのあたりのことも刑法改正の中で加害される側の被害者の側の女性の立場に立つた検討をしていただきたい。そういふときにぜひ女性を委員に入れていただきたいと思ひつゝいるわけですが、その辺については、前田大臣、いかがでしょう。

○政府委員(則定衛君) 大変重要な御指摘が幾つかあつたかと思ひます。また、そういう外国立法例といふものにつきまして今後、実は私も現時点におきまして必ずしもその辺についての資料を持つてゐるわけじゃございませんけれども、よく勉強してまいりたいと思ひます。

そもそも強姦罪といふのは、一般的に女性いわゆる被害者側の性的自由なり貞操といふようなものを保護するといふことでございますから、仮に裁判の実情がその女性の方々に、非常に女性側に過酷であるといふふうな印象を与えたとするならばこれは決して好ましくなくて、また法的に考えるべき点があればこれはまた考えてみないといふけないといふふうに取り扱ひたいと思ひます。

ただ、ミシガン州等の法制の御指摘内容から受けますところは、いわゆるアメリカ法制といふしうか、いろいろ推定的事項をたくさん規定しているのではないかとこの点がございまして、これが我が国の伝統的な刑法の構成要件的なものとなじむのかどうか、この辺につきましてもやはり検討する必要があるのかなという感じは持つております。

○山崎順子君 そうしますと、ちよつと一つ、告訴までの期間を六カ月と決められておりますけれども、これについては適当とお思ひになつていないでしょうか。

○政府委員(則定衛君) 強姦等の親告罪につきま訴告訴が訴訟条件とされてゐるわけでございます。ということとは、刑罰権が行使されるか否かが結局私人の意思にゆだねられてゐるということでございます。原則として告訴をなし得る期間を一定の期間を設けずとも法的に不安定な状態が長期にわたつて継続するといふことになるわけでございます。これは反面、被害者の人権の保障を図る上からも適当でないといふことから告訴期間が設けられてゐるわけでございます。

ところで、現在、「犯人を知つた日から六箇月」とされてゐる告訴期間は、告訴をするかどうかの判断をするに当たつて一般的に不当に短いといふことは言えないのではないだろうかといふふうなことを考へておるわけでございます。

○山崎順子君 その相談センターの方には六カ月を過ぎてから結構ありまして、告訴したいといふような、でもできないといふことがあつて、それを今、被害者の側の人権といふ問題もあつて六カ月と。余り長くしてはいけないといふふうにおつしやいましてけれども、被害者の側がその六カ月間相当に悩んで、すぐに怒りとかといふ形が出ないで、もうショックを受けてどうしていいかわからないふうになつてしまふといふようなこともあつて、怒りとか告訴したいと思ふようになつたり人に相談したりといふのは相当期間を置いてからといふことがわかつております。

そういつたことからすると、その六カ月という期間は短いのではないかとこのことも考へられますし、またこういう期間を定めなくてもいいのではないかとこのこともありまして、この辺もぜひ御検討いただきたいと思つております。

もう一つ、十三歳で切るといふ、この十三歳という年齢についてはどう考へていふでしょうか。

○政府委員(則定衛君) 先ほども若干議論になつたわけでございますけれども、これまでの日本の子女の生育ぐあいといふことから考へますと、十三歳未満といふ方々についてはやはり一般的に精神的に未熟である、したがひまして、姦淫につき承諾ないしは同意を与えるにつきまして十分な能力を一般的に持ち合せてゐないのではないかと。そういう考へ方から、その同意が仮にありましても意に反する姦淫と同様に評価するということとで、従来からそういう十三歳未満の者につきましては仮に同意があつても強姦罪になる、こういう考へ方法律が規定されてゐるというふうな受けとめております。

○山崎順子君 改正刑法の中には十四歳でいいのではないかといふものもございまして、それから婚姻年齢等もありまして、高校への進学率が九五%以上なんといふような状況の中では十三歳といふのは低いかと私などは思つておりますので、その辺も御検討いただければと思ひます。

それで、ちよつと法務省はまた後にさせていただきますが、警察の方にお伺ひしたいのでござい

ますけれども、警察の犯罪白書などを見ますと、一九九三年の場合に強姦認知件数は千六百十一件、検察庁の処理が千四百三十件で、そのうち起訴は七百六十七人といふふうになつてゐるのになつてゐるんですけれども、この強姦認知件数とか検察庁の処理などの件数よりも多分本来の事件発生件数は四、五倍とか十倍とかといふふうにも言われてゐるんですけれども、なぜ女性たちは警察に届けないのか、届ける人数がこれだけ少ないのかといふことについて、どういふ原因があるとお考へていふでしょうか。

○説明員(藤原弘志君) 犯罪につきまして私ども全部掌握してゐるわけではございませんで、殺人等を除きましていづれも暗数があるわけでございます。私どもは、その暗数についての調査といふものはなかなか難しい点がございますけれども、一般的には、やはり性的被害に遭つた場合につきましてなかなか訴え出にくい心理といふ点が働くのかなといふふうには幾分かの推測はしておりますけれども、特にこの点についてちよつと、過去に調査があつたかもしれないませんが、私どもの方は詳細な調査については承知してございせん。

○山崎順子君 強姦の被害に遭つた女性たちは、また警察に行つて逆に根掘り葉掘り聞かれて、そこで二度目のレイプに遭つたみたいだと言つてゐる方たちもいらつしやいますし、その警察での事情聴取といふものが、その被害者の心情とか不安、怒りとか、パニックの状態にきちんとした対応ができてゐるのかといふことが大変心配なんです。

一九九四年九月に、日本の女性の現状についての国別報告を国連に日本政府はもちろん提出しておりますが、その中に、これは「女性に対する暴力の根絶のための取組」といふ形で、「警察における教育訓練については、警察学校や職場における教育訓練の機会をとらえ、警察官に対し必要な教育を行つてゐる」とあるんですけれども、どういった教育をしていらつしやるのか、また、その事情聴取などはどういった形で女性被害者に対して二度目のレイプだと思わせないような配慮をしていらつしやるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(藤原弘志君) 私ども、被害者、参考人に対する事情聴取につきましては、学校教育あるいは職場での各種教養の機会をとらえまして、被害者の立場に立つた事情聴取、特に事情聴取の場合の場所の選定とか被害者のプライバシーの保護など相手の立場に配慮した捜査活動を行つておるところでございまして、また、特に女性の性的被害者の場合につきましては、必要な場合に婦人警察官の事情聴取を進めるといふようなことをや

っております。

また、ちよつと前段の方の御指摘で根掘り葉掘りというところがございましたけれども、現在いろいろ無罪等の判例などを見ておきますと、単純に暴行とかそういったものがあつた場合には特に問題はないうけでございまして、そういう肉体的な暴行がなされていらない形で自由な意思決定を奪つたような形で形態の場合、やはり単純にその行為自身ではなくて、その前後のいきさつに至るまで裁判において詳しく認定をされるということがあります。私どもの方としてはやはりそういった前後のいきさつまで一応調べなければいけないという点がございまして。

これにつきまして、被害者の方がそういうふうに見られるということであれば、私どもの方もより一層そういう点に気をつけて指導していきたいというふうな思つております。

○山崎順子君 先ほど起訴率が半分ぐらいだと言いましたけれども、例えば先ほどの中で、女性の側にも落ち度があるんじゃないか、過失があるんじゃないかというふうな言われて、それで告訴の取り消しを勧められるようなケースも結構あると聞いています。それについてはいかがでしょうか。

○説明員(篠原弘志君) 私ども警察の方から告訴の取り消しを勧めるということはあつてはならないことですが、またそういった事例については特に聞いておりませんが、ただ実際に告訴の意思の確認をする場合において、やはりいろいろな面で心理的なちゆちよを行うという場合がありますかと思ひます。

○山崎順子君 その事情聴取のときに、女性の側に大変な落ち度があつたからだというような、被害者を責めるような言い方はされないような、そういう教育をもちろんしていただきたいと思います。また、どんな心理状況になるのかといったような教育を徹底させていただきたいこと、それからやはり女性の性的被害者に関しては女性警官をつ

けていただくというふうな形にしていきたいと要望して、もう一つ、法務省の方に戻らせていただきます。

今回の尊属加重規定の削除なんですけれども、これは刑法二百条が違憲とされた昭和四十八年の最高裁で審理されたケースですけれども、この資料を読ませていただきました。十四歳の実の娘を父親が強姦して、以来十五年間姦淫行為を続け五人の子供まで産ませてしまったという、これは大変な暴力をもつて人の幸福を踏みにじる、人権を奪うというふうなケースでございまして。

私は、そういう場合に尊属の加重規定を外すことは当然のことだと思つておりますけれども、その前に、十五年間もなぜ実の娘がこういった行為を受け続けてきたのに対処できなかったのかという点がありまして、その近親姦に対しては近親相姦という言葉がありますけれども、これは決して私は相姦ではないと考えておりますので近親姦と呼ばせていただきますけれども、近親姦に対する処罰規定が不備なんじゃないかというふうな考えられるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(則定衛君) 強姦罪は犯罪の性質上、起訴によつて事柄が公になると被害者のプライバシーが害されるということから、精神的苦痛等を与えることが多いために原則として被害者の保護の観点から親告罪としておるわけでございまして、お尋ねは、仮に未成年で親権者が加害者であるという場合に告訴されないのではないだろうか、こういうことだろうと思ひます。

ただ、その場合には、被害者の他の親族が独立しまして告訴をすることができるといふことが刑事訴訟法二百三十二条に規定がございまして、その母親なりあるいは祖父母なり、そういった近親者たる親族から適切な対応があればこれはやはり刑事上の処分ということも十分可能な法制になつていと思つております。

○山崎順子君 一九八九年の発表なんですけれども、これは全国児童相談所長会の発表で、前年の一九八八年四月からの半年間で、親またはそのか

わりの保護者も入りますが、から虐待を受けた子供というのは三十九人おりました、その中で性的な暴行を受けている子が四十八人もいます。

先ほどの、十四歳で強姦されて以来十五年間もというそのケースもそうでございまして、報告罪で幾ら親権者である母親なりがいつても、やはりそれは、その人の夫でもあるわけですし、なかなか外には出さなかつたケース以上には性的暴行と児童相談所の方でわかつたケース以上には性的暴行とかというものはあるんじゃないかと思ふんですね。現実には私が十六年間離婚相談を受けてきた中にも、夫と子供がというようなケースはかなりございまして、それでも警察にも言っていないしということもございまして。

やはり私は、子供を守るという側からいけば、逆に近親姦というものを処罰する、これは重罪として刑法に入れた方がいいのかなということも考えるわけで、もちろんいろいろな御議論があるかも知れませんが、先ほど、アメリカとは法律のあれが違ふとおっしゃいましたけれども、アメリカでは近親姦の処罰は御存じのとおり大変重罪になつております。ただ、実際には刑罰として機能することは少なく、一般予防としての意味が大きいと言われていると聞いておりますけれども、日本にそういったものがないというのは法律が許しているというふうな考えられてしまわないかと思ふのですが、近親姦ということについて、刑法の中でそういったものをお考えになつてはどうかしらないか、これから検討なさる余地があるのかどうか、お聞かせ願ひたいんですが。

○政府委員(則定衛君) いわゆる法律の罰則をもつて規制する範囲がいかにあるべきかという大変深刻な問題にかかわる事柄であらうかと思つております。

本来は、親と子の中でのそのような近親姦が行われるということは、日本の伝統的な道徳観から申しましてこれは排除されるべきものというところであらうと思ひます。現にまたそういうふうな見方

が世間一般の国民に定着しているんだろうと思ひます。したがって、本来それらの問題は、健全な道徳また家庭の中における健全な親と子の関係として当然保持されるべき規律であらうというふうな思つておるわけでございまして、あえて現時点で国家の法律をもつてそこまで踏み込むのがいいのかどうか、これは相当慎重な検討を要する問題ではないだろうかというふうな考えです。

○山崎順子君 これで終わりますけれども、ことの九月には北京で世界女性会議が開かれます。そのときの中心的な審議されるものというものは、女性に対する暴力の問題が取り上げられまして、二〇〇〇年に向けて各国が努力するというところの項目の中に、「政府に対しては、家庭内暴力に対する処罰など、現存の法律の再検討、警官・裁判官等に対する訓練や指導、避難所その他の方策への援助、暴力に関する総合的な資料の収集」ということがございまして。ぜひ大臣も、ほかの省庁とも一緒に協力して、女性への暴力根絶に向けて、その法律改正というところで、強姦のあたりももちろん含めてぜひ対処していただきたいんですが、一言だけお願いいたします。

○国務大臣(前田勲男君) 御指摘の点、私も問題意識を持っております。

北京で間もなく会議も行われるようでございまして、国際会議の決議等も重く受けとめ対処してまいりたいと思つております。

○山崎順子君 終わります。

○齋正敏君 第七十七条について質問します。

第七十七条は、現代語に訳されているという以上表現が相当変わつておりますので、その辺についての根拠とその要件、そういうことについて順次お尋ねしたいんですが、まず内乱罪の判例ですが、いわゆる五・一五事件に対する昭和十年の大審院の判例がございまして、この事件のごく簡単な概要と内乱罪の適用がどのようになつていのか、説明してください。

○政府委員(則定衛君) 御質問の五・一五事件でございまして、これは御案内のとおりでござ

ざいますが、昭和七年五月十五日に当時の東京市等におきまして国家改造を志す海軍将校、陸軍士官候補生ら十八名、それと民間人二十名が手りゅう弾やあるいはけん銃等を用いて集団で敢行した事件でございます、当時の総理官邸等を襲撃し総理を殺害する等々の犯行が行われたわけでございます。

これにつきまして、大審院は昭和十年十月二十四日に、海軍刑法の反乱罪、具体的にこのときの被告人は民間人でございましたが、反乱罪の補助犯ということで処断しております。内乱罪は適用されておられませんけれども、その判決の中で内乱罪の成否について言及しているということでございます。

○政府委員(則定衛君) その昭和十年の大審院の判例は内乱罪についてはどのように述べていますか。

○政府委員(則定衛君) ただいまの大審院の判例は、内乱罪の構成要件の解釈といたしまして、まず「政府ヲ顛覆シ」とは、これは「行政組織ノ中核タル内閣制度ヲ不法ニ破壊スル如キコトヲ指称スルモノト解スルヲ相当トス」、制度そのものを破壊することは相当とすると、それから、「朝憲ヲ紊乱スル」とは「国家ノ政治的基本組織ヲ不法ニ破壊スルコトヲ謂フ」というふうに言っております。

○政府委員(則定衛君) そうすると、今回のこの刑法改正案でかなり文章が現行法から見ても表現が変わっておりますが、これはこの大審院の判例を考慮した上で表現を直したと、このように理解してよろしいのでしょうか。

○政府委員(則定衛君) 御指摘のとおりでございます、今回、内乱罪の規定を現代用語として書きかえますときには、ただいまの大審院の判示や、それからそれらをもとにいたしました関連の学説を踏まえまして、それらの理解の上に立つて立案したものでございます。

すなわち、「政府ヲ顛覆シ」につきましては、先ほど申しましたように、大審院の「行政組織ノ中核タル内閣制度ヲ不法ニ破壊スル如キコトヲ指称スルモノト解スルヲ相当トス」という判示を踏ま

えまして、学説等も参照して、今回提案させていただきますように「国の統治機構を破壊し」としたものでございます。

また、「朝憲ヲ紊乱スル」につきましては、その文法的な意味が憲法の定める秩序を乱すことと解され、学説上も国家の統治の大綱、準則を不法に変革したり破壊することなどとしておりますほか、大審院の判例が「国家ノ政治的基本組織ヲ不法ニ破壊スルコトヲ謂フ」としていることなども踏まえまして、「統治の基本秩序を壊乱する」としたものでございます。

○政府委員(則定衛君) それでは、現行法で「政府ヲ顛覆シ」ということがあつて、それから次に「邦土ヲ僭窃シ」ということがあつて、その次に「朝憲ヲ紊乱スル」ということがあつて、その三つの相互関係について述べていただくとともに、その後「暴動ヲ為シ」という言葉が続いておりますが、これは要するにこの三つのことを、それぞれ、つまり政府を転覆することを目的として暴動する、それから邦土を僭窃することを目的として暴動する、朝憲を紊乱することを目的として暴動すると、こういうふうな読みでよろしいですか、お願いいたします。

○政府委員(則定衛君) 結論的には御指摘のとおりだと思います。「朝憲ヲ紊乱スル」ということが包括的な概念でございまして、「政府ヲ顛覆シ」あるいは「邦土ヲ僭窃シ」というのがその例示ということになっておると解されております。

そしてまた、御指摘のとおり、それらのことを「目的トシテ暴動ヲ為シ」ということで、いわゆる目的犯であるということでございます。

○政府委員(則定衛君) この中でも特に、「政府ヲ顛覆シ」という言葉が「国の統治機構を破壊し」というふうな相当表現上変わっているわけですが、これも先ほどの大審院の判例に基づくという理解だけでよろしいのでしょうか。

○政府委員(則定衛君) 大審院の判例とその文理、それから学説等を勘案いたしまして言いかえておるわけでございます。

「政府ヲ顛覆シ」といいますのは、大審院の判例のケースなども踏まえてございまして、単に内閣をいわずに不法に強制的に交代させるとか首班を入れかえさせるとか、こういったことでは足りなくて、内閣制度そのものを破壊すると、こういうふうな理解されておるわけでございます。

○政府委員(則定衛君) ここでちょっと横道へそれるんですが、防衛庁の公正審査会の方に来ていただいておりますので、ちよつと一、二点確かめておきたいんですが、自衛隊がクーデターを起こすということと週刊誌で主張して首になった柳内伸作という人がおりますが、この人の現在についてお尋ねしたいんです。

まず、本人のことでございますが、首になった後、公正審査会に審査を請求しているわけですが、それに関連して、文書を提出しておるのちよつと確認してほしいと言われておるので確認させていただきます。

平成四年十月二十日付の上申書のコピー、それから二番目が瀬間元海将補の手紙のコピー、三番目が平成五年一月二十七日付朝日新聞の記事のコピー、四番目が平成五年四月二十一日付毎日新聞の記事のコピー、こういうものを審査会に提出していると申しておるんですが、受け取っておりますか。

○説明員(新貝正勝君) 今御指摘のありました四年十月二十日付の本人の上申書につきましては、本年の二月十日付の本人の反論書の添付書類としての上申書が提出されております。ただ、この上申書と申しますのは、一たん上申書ということで提出されましたけれども、本人に返却をされたものでございます。

それから、瀬間元海将補の手紙のコピーというものにつきましても、平成七年二月十日付の本人の反論書の添付書類として提出していただいております。

それから、五年の一月二十七日付朝日新聞のコピー及び五年四月二十一日付毎日新聞のコピーにつきましても、平成七年四月二十四日付の反論書の添付書類として提出していただいております。

の添付書類として提出していただいております。

○政府委員(則定衛君) それでは、柳内伸作本人は審査の公開を要求しておりますが、その理由は、自分が防衛庁を首になった原因がクーデターをするというふうなことを週刊誌に書いたと。もう少し詳しく言えば、当時のことを思い出せば、金丸信がやめなければ自衛隊はクーデターを起こすんだというふうなことを週刊誌に書いたと、そういうことなんです。

クーデターといえば国民の生命、財産、生活に重大な影響のある事案でありますので、そういう真偽のほどというものは国民に公開されるべきであるというふうな主張しているんですが、審査会として、自衛隊法の訓令にある、本人は公開という言い方で言っておりますが、訓令では口頭審理と書面審理に分けられております。口頭審理に当たるものだと考えますが、この口頭審理を行わない理由を説明してください。

○説明員(新貝正勝君) 一般的に申し上げまして、公正審査会におきましては、審理方式の決定について、書面審理の方が資料がすべて書面に記載されておりました明瞭かつ確実であるということと、それから陳述者の陳述漏れ、聴取者の聞き落としがあり得ないということから書面審理を採用してきておりまして、御指摘の件についても書面審理方式が採用されたものと考えておるところでございます。

○政府委員(則定衛君) 私が訓令を読む限りは、本人が口頭審理を望めば口頭審理になるように読めるんですが、けれども、そこはよろしいです。

それから、本人は平成五年五月二十七日付に反論書を出した。平成七年二月十日付にも反論書を出した。同じく四月二十四日付にも反論書を出した。三回出しているけれども、回答として書類を出されたのは最初に出された一回のみで、その後、本人が平成五年五月二十七日以後今日に至るまで三回文書を出しているにもかかわらず、二年間にわたって一度も回答が出されていないという

ことは非常におかしいというふうに出てくるんですが、回答を出さない理由がありますか。

○説明員(新員正勝君) 公正審査会というのは一種の裁判所のようなものでございまして、その中立性を保つということが要求されているところでございます。

御指摘の事案に係る反論書に対する回答ということでございまして、これは公正審査会の審査の経過にかかわることではないのでございまして、お答えすることは困難でございますが、しかしながら、一般的に言いますと、反論書に対する処分者側の回答というものは義務づけられているものではございません。また、反論書に対する回答につきましては、審査が確定した段階でその結果について本人に通知することといたしております。そういうことで、これまでにそういうことをやっていないというところでございまして、

○説正敏君 では、これから審判というんですか、最終的な決定、そういうものが出るまでは回答書は出さない可能性が高いと、そういうふうに出てくるんですか。

○説明員(新員正勝君) 恐らく、議決がありますまでにそういうふうなことになるということはないんではないかと、そういうふうに出てくると思います。

○説正敏君 どういう意味ですか。

○説明員(新員正勝君) 回答書が出るということはないんではないかと、そういうふうに出てくると思います。

○説明員(新員正勝君) それは公正審査会の方で決めることではございますが、私自身がどうこう申し上げる立場にはないわけではございません。

○説正敏君 わかりました。

さっきの七十七条の条文のことに戻りますが、まず最初に、今度の改正では「国の統治機構を破壊し」と、こういうふうになっておりますので、これは具体的にどのようなことを指すのか例示をしてほしい、そういうふうに出ています。

○政府委員(則定衛君) どのような事案がありまして内乱罪の個々の要件に該当するかは、これは

現実の問題といたしましては、捜査機関が収集した証拠に基づいて具体的に判断すべき事項でございまして、若く典型的な事例を申し上げると、「国の統治機構を破壊し」とにつきましては、先ほど来言及されております昭和十年の大審院の判例が「行政組織ノ中枢タル内閣制度ヲ不法ニ破壊スル如キコトヲ指称スル」としてございまして、またその判例におきましては、議会制度の否認、軍政府の樹立などもその例示として挙げられている部分があります。

したがって、この「国の統治機構を破壊し」の具体例といたしましては、内閣制度や議会制度を破壊することなどが考えられます。もともと、新たな政府を樹立する必要ではなくて、いわゆる無政府状態にすることもそれ自体要件に当たるといふふうに考えられると思います。

○説正敏君 次の「その領土において国権を排除して権力を行使し」という、この項目は具体的にどのようなことを指すのか例示していただけますか。

○政府委員(則定衛君) 先ほどのようにことで引き続き申し上げますと、学説上は、例えば地域や島嶼、島でございまして、一つを占拠し、独立国、解放国などにしようとするなどが挙げられておりまして、そのような事例、すなわち一地域あるいは島などについて、暴動を起こすことによつて日本国の主権を排除して、これを占拠して自分たちの独自の統治のための組織をつくり上げ、その地域について、いわゆる独立国と称して当該地域の住民を支配するような場合がその典型的な例として考えられます。

○説正敏君 参考七十九条の方を見ますと、ここに「兵器、資金若しくは食糧を供給し」というような言葉が出て、「兵器」という言葉が出てくるので、兵器の所持とかその兵器の種類、そういうようなものを、その後、今あつた二つのようなことを目的として、「その他憲法が定める統治の基本秩序を破壊することを目的として暴動を」という、この「暴動」ということに

関連してお聞きするんですが、そういう場合はその兵器の所持、それからその使用、それからその兵器の種類、こういうようなものはこの犯罪要件として入ると、どういふものがあるというふうなことが想定されておりますか。

○政府委員(則定衛君) 結局、内乱罪の場合に、その一地方の平穩を害するに至るような暴動を起こすということになるわけではございませんので、その用意される兵器等につきましても、今申しましたような状態を惹起するに足り得る兵器の性質あるいはその量といったことが予定されているものと考えます。

○説正敏君 所持ということでは暴動にならないという前提でよろしいですか、それは使われるということが前提ですか。

○政府委員(則定衛君) おっしゃるとおりだろうと思います。つまり、着手があつたかどうかという点になりますので、現実にはそれらのものを用いるなどして一地方の平穩を害するに至る暴動を起こすということがありまして内乱罪の既遂にはならないと、単に持っているだけでは足りないというところでございまして、

○説正敏君 毒ガスというふうなものは、ここに指摘されている兵器の中に入りますか。

○政府委員(則定衛君) 化学兵器の取り締まりにつきまして国際規制も出されているわけではございまして、いわゆる毒ガスの性質なりその使用の手段、方法なり等から見まして、もちろん兵器になる場合は十分あり得ると思います。

○説正敏君 例えば、国の内外に向かって日本国とは別の国であると、この地域は別の国であるというふうなことを高らかに内外に向かって宣言する、そういうふうなことは要件に入るような感じが私にはするんですが、暴動を起こさないうちや、ただ宣言しただけでは要件にならないのは、むしろ暴動の前にとにかく後に、そういう内外に向かつて日本国とは別の国であるとかいふような、そういうことを宣言するといふようなことも

要件に入るような感じがするんですが、これはどこに入るかという点、私は、「領土において国権を排除して権力を行使」という表現の要件に入るんじやないかなと思つていますが、いかがですか。

○政府委員(則定衛君) この内乱罪は目的犯でございまして、いわゆる朝憲を素乱する目的を持って暴動を行うと既遂になるわけではございません。現に、その地域について、自分たちが対外的に一つの国であるということを宣言するということ、は、必ずしもその場合必要ではないわけではございませんけれども、朝憲を素乱する目的とすることを認める上での一つの大きな徴徴になるかというふうには理解いたします。

○説正敏君 自分は王様であるとか、それからその王様のもとに何とか大臣がいるとか、ある大臣がいる、こういう大臣がいるというふうな、そういう政府の統治機構のようなものを発表するといふのは、そういうふうなことも要件に加わるような感じがするんですが、そういうのはいかがですか。

○政府委員(則定衛君) 何といたしまして、いわゆる犯意といふことが内乱罪の犯意、これ特に目的犯でございまして、そういう認定の場合に、御指摘のようなことも含めて積極認定の一つの材料たり得るものというふうに出てくると思います。

○説正敏君 終わります。

○委員長(中西珠子君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

○委員長(中西珠子君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、刑法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○紀平悌子君 本日は大変いいお天気でございます

す上に、ちようどお食事後の昼下がりでございますので、多分皆様お疲れがほつと出たころだと思います。大変お聞きづらいというか、上手にうまく皆様お眠らないように言いたいと思ひますが、うまいけるかどうか、私自身非常に疲労感の中でお聞き上げますので、そこところはお願いいたします。

世に、古い言葉ですけれども、「よろしむべし知らしむべからず」という言葉がございますね。それはいわゆる封建時代のことでございまして、民主平和憲法以降はそういうことはあつてはならないということではございます。しかし、私も何回か行政訴訟等にかかりまして、判決文の非常に難しいというか、ぱつと読んだだけでは、これは違憲とは書いてあるけれども果たして違憲かどうかというのをそんなに瞬時に読み取るなどとはとてもできないということで、法律の文章というものはとく難しく書くようにしてあるんだらうというひがみさえ持ったくらいなんです。

それでございますので、今回のいわゆる改正は明治四十年以来八十八年ぶりという大改正ということではございまして、非常にこれはルビコンを渡つたというふうな感じがするわけでございます。これは大いに歓迎なのでございまして、せっかくルビコンを渡つたわけですから、ちよつと欲を出しましてお願いあるいは伺ひたいことが幾つかございます。

まず、今回は表記の平易化ということが重点的に図られたわけなんです、まず刑法の条文そのものが大変素人の者たちには難しいんですね。基本法でございまして、また、どんな行為が犯罪になるのか、それからその行為がいかなる罰則であり、またいかなる行為がいかなる罰則に値するものかを決めるという日常生活に非常に密接な関係があるものだけに、もう少し内容と言葉での説明が詳しくてもよかつたんじゃないかというふうな欲を出しているわけでございます。それについて

てどうお考えでございましょうか。

これは参考人にもちよつとお伺ひしましたら、若い人にはちよつとまだ難解でしょうねというふうな大方の答えがあつたようでございますが、法務省におかれましてはどんなふうにお感じになつていらつしやいますでしょうか。

○政府委員(則定衛君) 御指摘のように、表記の平易化の問題につきましましていろいろと御見解があるかと思ひますが、何分今回の改正作業は、できるだけ平易化を早期に実現する、そういうこととの関係上、条文をできる限り忠実に現代用語に改定して平易化して、内容の変更を伴う改正は原則として行わないという基本方針のもとで行つたわけでございます。

ただ、そういう中で、例えば公正証書原本不実記載罪の客体に登記簿、戸籍簿などの例示を加えてできるだけわかりやすとか、それから午前中に御審議いただきました内乱罪の要件につきましても、できるだけ意味内容を変えないでわかりやすくという努力もさせていただいたと思つております。さらにはまた、二百五十六条の「贓物」という言葉につきましまして、これをできるだけわかりやすいように書きかえさせていただいたと思つておるわけでございます。

ただ、何分現行の刑法の意味内容を変えないでという制約もございまして、新たに書き起す場合と違ひましておのずから制約があつたということだけは御理解いただければと思つております。

○紀平梯子君 今度は法務大臣にも、そして法務省にもお尋ねいたしますが、条文の順序などでございますが、これは総則から始まりまして、その次が国家に対する罪、公益に対する罪などが来て、最後に個人に対する罪というふうにならぬとおりますね。国民主権の新憲法のもとでの枠組みとしては、個人に対する罪というのがまずもつて一番前に来ても不思議ではないというふうな素人考へいたしますが、それは条文の並べ方で済むことではございませんで内容にはわたらないというふう

に考えますが、平易化と並べてそんなふうな並べかえというのも行つてもよかつたんじゃないかと思ひます。

こういうふうな意見は法制審議会では全然出なかつたんでしょうか。また、今後の方針も法務省にお伺ひしたいと思ひます。法務大臣はこの順列についてどんなふうな御感想をお持ちかということをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(則定衛君) 先ほどお答えいたしましたように、今回の刑法の改正は、現行の規定をできるだけ忠実に平易化する、そうしまして合意の容易に達し得る範囲内において必要最小限の手当てをさせていただく、こういうことだつたわけでございます。

お尋ねの条文の並べ方といひましようか、法益ごとにどういふふうな配列していくかという点については、御指摘のようなお考えもありません。やはり本来国家というものがあつて、そこで法秩序が維持されるというふうな観点で国家の法益の問題からという考えもこれあるわけでございまして、この辺になりますと相当人によって考え方が違ひ、法哲学的な分野にかかわる問題でございまして、そう短期に合意が成立する見込みが薄いと

いう部類のものかと思ひます。したがしまして、今回、法制審議会におきまして、この条文の配列の問題につきましまして、私も提案をいたしました現行法の順序のつと書きかえるものという前提で御審議いただいたのが実情でございまして、

○国務大臣(前田勲男君) 今回の改正は、できる限り忠実に現代用語化、平易化ということを主眼にして取り組んでまいりました。そうした観点から、刑法の条文をどう配列を変えるかという問題については、実はその対象としておらないという前提で取り組んでおります。

ところで、現在、国家に対する罪、公益に対する罪、個人に対する罪という条文のいわば配列について、先生御指摘の御意見もあるということでは私も十分に承知しておりますし、片やまた国民主

権のもとに成立した国民共通のものであるという国家についての犯罪を規定することが順序として適當という御意見もあるわけでございまして、いづれにいたしましても、将来、条文の配列をどう見直すかについて御意見を賜りつつ検討していくべきであらうと、かように考えております。

○紀平梯子君 今回、尊属殺規定等が削除になるわけなんですけれども、昭和四十八年四月四日の最高裁大法廷の判決が大きなターニングポイントになつたわけでございます。これは今から数えまして二十二年前でございまして。他にも最高裁大法廷での判決、例えば違憲判決というものが現実に国会の中では変えられていないという問題はほかにもございまして、この場合の判決が今に至るまでそのままになっていた。これはいろいろ資料も拝見はいたしておりますけれども、ほとんどというか全部議員提案ということで改正案が出ておりますようでございます。

衆議院でも御質問はあつたようでございまして、そこで、今回尊属殺規定が二十二年を経て改正されることに對する経緯、それから御所感というか、これは恐縮ですが法務大臣ということでお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(前田勲男君) 経緯からまず申し上げますと、四十八年の四月四日に尊属殺人について違憲判決がございました。法務省といたしましては、当時も直ちに尊属殺人事件の実態とこれに對する一般社会の司法機関への評価等を総合的に検討いたしました。実は同条の規定を削除して、あわせて尊属傷害致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁に関する規定も削除することが適當であると考えました。

そのために刑法の一部を改正する法律案を同年、四十八年の国会に提出すべく準備をしておりましたが、当時国会の方、特に与党でございました自民党の了承を得ることができず、法案提出に至らなかつたという経過がございまして。顧みますと、四十八年でございまして二十年以上前、今日の国民的な家族意識等ともやはり変化が、二十

年前でございまして、世代間の構成等も今は変わっておりまして、明治にずっとお育ちの皆さんも多かった時代でございまして。そうした時代背景でもあったと思っておりますが、いざにいたしまして、当時与党である自民党の了承を得るに至らなくて、法案の提出に至っておりません。

その後、四十九年に尊属加重規定の削除を盛り込んだ改正刑法草案の答申を受けまして、各方面の御意見、批判を参考としながら政府案作成の検討作業を続けてまいりましたけれども、刑法の全面改正についてはこれもまた大変多くの意見、また反対意見も数ございまして、国会提出に至っていないところでございます。

今回の表記の平易化のための刑法改正に伴いまして、かねてから懸案であった尊属加重規定の整理を行うということにいたしましたけれども、今更なる申し上げましたこととしたわけでございまして、踏まえまして、法務省におきまして事案の実態や今日までの量刑の実情等の調査を行い、また種々の角度から検討を続けてまいりましたが、尊属に対する殺人等の事案の実態、量刑の実情の調査結果、法制審からも累次にわたり全部削除の答申があったことなどを踏まえまして、尊属加重規定を全部削除することが相当と考えてこの法案を提出いたしております。この問題は家族観、倫理観とも深く関係するものであっただけに、やはり合意を形成するに至るには長年にわたった慎重な調査と種々の角度からの検討が必要であったという思いがいたしております。

こうした観点から、今回の御提案はまさに国民に読んでいただき、わかりやすい法案改正の、あるいは今後あるべき刑法の改正に向けてのいわば改定作業の基盤作業を行うことができることにならざるであらうと、こうした感想を持っております。

○紀平梯子君 この尊属殺という問題は非常に難しい問題で、種々意見がある。その人の立場立場によって、あるいは環境によっていろいろな考え方を国民はみんな持っていると思います。ですが

ら、今もってこれについては御議論が多分に残っているところだと思っておりますが、私、四十八年の最高裁の判決の記憶というものは非常に鮮明でございまして、今回の御判断は一つの吹っ切れというか、新憲法の一つの具現だというふうに思ったわけでございまして。二十二年という長い時間たつたものだというふうに感じ、なおかつ人々の心の中にさまざまな思いがこれについては残るであろうし、それからまた時間をかけてそれを納得していく、あるいはそういう社会にしていくということが非常に肝要ではないかというふうに思っております次第でございまして。

大臣に全部答えていただきましたので、次に移らせていただきます。

尊属殺と申しますと、金属バットで両親を撲殺した事件だとか、なかなか難しい背景のある、家庭の事情にもよって特殊なケースにならうと思われまして。しかし、この逆の子殺しというのがあるわけですね、子供を殺す。いわゆる親子心中のケースもまたそれでございまして、子供に意思がないのに心中するわけですから。また、チャイルドアビューズと言われる、親による児童虐待のケースがある。これはアメリカでは非常に顕著な例が出ておりますけれども、親権者からの児童に対する権利侵害行為も世の中には実はたくさんあるわけですね。

これは、先ほどの山崎委員の御質問にもございましたようなケースと非常に似ておりまして、外になかなか出にくい。親が子供をどうしたいかという、親のもののというふうな概念がまだまだ親の方に残っているケースがありますので、ですから、児童に対する保護という立場から児童に関する権利条約もできている現在でございまして、実態把握ということについてどういうふうにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

法務省として文部省にお伺いしたいわけなんです、学校内も一つの世界でございましてね。なかなか立ち入りはできません。その中における児童に対する教師の懲戒、ひどい懲戒ですね、それから児童の権利侵害行為、さまざまあると思えます。心理的なものもあり体罰的なものもあると思えますけれども、これの実態把握というものを文部省が努力されるか。また、法務省は実態の把握を行う努力というか、あるいは既にやっているか。その点について、簡単に結構でございまして、お願いいたします。

○政府委員(寛康生君) まず法務省の人権擁護機関の方から申し上げます。

私も似たようなことは、ただいま委員の御指摘のような親権者と子供という、そういう直接的な観点から人権侵害という問題を取り上げたものが無いわけではございませんが、親の子供に対する人権侵害というのを酷使虐待、強制圧迫というような分類をいたしまして、統計的に整理をするなどしてその実態の把握に努めているところでございまして。これらの類型に当てはまる人権侵害事件というのは、毎年かなりの数の事件が人権擁護機関の処理の対象とされているという状況にございまして。

その原因の主たるものは、ただいま委員の御指摘がございましたように、子供を独立した人格として尊重するということという態度に欠如するということによるものが多く見られるところでございまして、私もこれはここの人権擁護機関の重点啓発目標として子どもの人権を守ろうというのを掲げておるわけでございまして、こうした中にはただいま御指摘のありましたような、子供に対する親からの広い意味での虐待という問題も取り上げて積極的な啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

○説明員(石川明君) 御説明を申し上げます。

学校関係でございまして、児童生徒の権利を侵害する教師による違法な懲戒ということにつきましましては、体罰というものが考えられるわけでございますけれども、公立の小中高等学校につきましては、平成三年度から平成五年度におきまして、学校段階で体罰ではないかとして問題にされ

まして調査をされた事件数というものを私どもの方で毎年調査をしておりますが、これにつきましまして申し上げます、平成三年度で八百五十五件、平成四年度で六百九十八件、そして平成五年度で七百八十件という数字になってございます。

そして、今お話にもありましたように、体罰というのは学校教育法でも現に禁止をされておりますし、教育的な効果も期待できないものでございまして。私も似たようなことは、あらゆる機会を通じて体罰の根絶について指導を行っているところでございまして、今後ともそのように努めてまいりたいというふうに考えております。

○紀平梯子君 女性と刑法、これは大げさな課題で、もう非常に幅が広いわけではございますが、入り口のところのことだけしかきょうは同時間がないと思います。

現在、男女共同参画型社会ということをつくりたいということで、政府の御方針としてもこれを進めていらっしゃるわけですが、一昨日の参事人の御意見とかお言葉の端にございました中でも、女性のこの件の審議会にお入りになっていらつしやる方はゼロ%だったという話を承りました。それで、私も女性の政策決定参加の一端としてこのことを調査その他いたしておりますけれども、改めて、法制審には何人女性がいられて全体の何%なのか、それから今後メンバーに女性をふやす方針というものを具体的に一つのプログラムとしてお持ちかどうか、ふやしたいではなくて、ふやすプログラムをお持ちになるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(永井紀昭君) ここの四月一日現在におきます法制審議会総会の方では女性委員は二名でございまして、全体二十九名のうちの六・九%に当たります。それからまた、法制審議会のただいま申し上げました総会及び現在動いております五つの各部会を含む女性委員の合計は七名でございまして、全体百七十三名中に占める割合は四%でございまして。

私ども、ただいま御指摘がありましたとおり、

実は「女性」か「女子」かあるいは「婦人」か、これは婦人問題の中でもいろいろ論争のあるところでございます。法律用語とか実際に使われている用語も、例えば労働関係で「女子労働者」というと比較的若いという感じのあれになりまして、「婦人」というと成熟した婦人、つまり中年のおば

例えば、女性に意見を聞かなかつたからオンナの扱いがわからなかつたわけですね。オンナをどう書くかということ、女と男というのもおかしいとか、いろいろ出ましたけれども、やはりそれほど女性の問題というのはいろいろあるということ

私は刑法というのは法律の中でも大變難しい法律、怖い法律と思つておりました。しかし、國家の刑罰權の行使に關する基本法です。國民に刑罰をもつて臨み、時には生命まで奪ひかねない強力な法律です。それだけにわかりやすい言葉で國民に知らせるということ、また刑罰の行使に當たつては慎重に抑制的に當たることは大切なことだと思ひます。

國家にとつて重要である基本的な法律である刑法を新しい形に制定するに當たつて、法務大臣の御所信をお伺ひしたいと思ひます。

平成元年、二年ころの国会の委員会での法務省答弁を見ますと、当時の則定司法法制調査部長、そこにいらつしやいますけれども、濱崎司法法制調査部長の方は、全面的な改正あるいはまとまつた部分を改正する際に文語体を口語体に改めたいとしておられました。前田法務大臣の今回の刑法改正の提案理由では、平成三年、百二十回国会の罰金引上げのための刑法改正案の際の衆参法務委員会の附帯決議も改正の動機になったようにお述べになっておられます。しかし、実際には現代用語の調査の委託は前の年の平成二年十二月になされていきます。実際にはいつごろから現代用語化を先行させる今回の改正を考えたのでしょ

か。今回の改正に至った経緯の御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(則定衛君) 平成二年前後に、私、確かに今御指摘のような法務当局としての考え方を答弁させていただいたわけでございませう。実は、この刑法典につきましては、昭和三十年代後半からこれを全面的に改めようという作業をいたしておりました。そのときは内容自体も新たなものに策定する、そのときには当然のことながら用語用字についてもいわゆる現代用語化を図ろうということをやったわけでございませうが、先ほどその法案作業の進め方の状況につきましては大臣から答弁ございましたように、いわば大方の合意に至らない点もございまして、いわば中断いたしていただくことがございます。

そういう意味で、かねてから国会で、特に刑法あるいは民法その他法務省所管のいわば明治の制定の法律について現代用語に書きかえる作業を急ぐべきだというたびたびの御指摘もありましたので、平成に入りましてから、やはりこれは法務省といたしましては、実質的な内容の改正を短期に行えるものとはかくといたしまして、刑法の全面的な実質改正が先ほど申しましたような状況でございまして、まずもって用語用字の現代用語化を図ろうという内部的な検討が盛まつていたわけでございませう。そういう過程で御指摘の第二百二十回国会におきます附帯決議もお願いいたしましたので、あわせてこれらを勘案して作業を急いだというのが経緯でございます。

○三石久江君 わかりました。

次に、刑法は明治四十年にできた法律であつて、時代に合わなくなつていゝ部分も少なくありません。現代用語化によつて全条文を書きかえるのであるならば、中身についても手を入れた方がよかつたのではないかと気がいたします。全面的に見直すことは議論も多く時間もかかることになるので、せつかくの改正の機会でもあるので、尊属殺と瘡殺以外の問題についてももう少し内容の改正に踏み込んでよかつたのでは

はないでしょうか、そう思ひます。

そこで私は、二百十二条の墮胎罪について質問をしたいと思ひます。

昭和二十三年に優生保護法ができ、翌二十四年に経済的理由が追加されたことによつて、現在では合法的で広範囲な妊娠中絶が認められております。平成五年には三十八万六千八百七件、人工妊娠中絶が行われ、そのうちの三十八万六千四百四十四件、九九・九%がいわゆる経済的理由のものであります。人工妊娠中絶に関する社会的倫理観も変化しており、母体の保護、生命保護が重視されるようになってまいりました。その結果、刑法の墮胎罪は有名無実化していると言われております。

先日、岩村参考人からも、日弁連が自己墮胎罪、同意墮胎罪、業務上墮胎罪は削除すべきだと主張されているように伺ひました。また、昭和四十九年に法制審議会が答申した改正刑法草案でも、医師などが墮胎した場合に刑を加重する業務上墮胎罪が削除されているとのことです。

この際、「女子」などと女性を標的にするような墮胎罪は削除すべきだと考えますが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(則定衛君) この墮胎罪の存廃の問題につきましては、法制審議会におきます刑法の改正草案の審議の際にも議論されたわけでございまして、そのときも既に積極、消極両論があつたわけでございませう。

ただ、胎児もまた生命を持つものとして保護する必要があるということ、その輕視はひいては人命輕視につながるというおそれがあるのではないかと。それからまた、墮胎に關します処罰規定の廃止によりまして性道徳が一層乱れるおそれがありやしないかというようなこと。それから、御指摘のように、確かに墮胎罪の検挙件数自体が少ない状況にありまして、一般予防的な見地から処罰規定を置く意義があるのではないかと。さらにはまた、国民意識としても一般的に墮胎を是認するに至つていないのではないかと。当時そういう議論がございました。

それから、その後、諸外国におきまして墮胎の規制が緩和されるようになっておりますのは、妊娠中絶に對しまして御指摘のような日本とは比較にならないほどの厳しい態度をとつてゐる、それを修正しようという動きが底流にあるように承知してゐるわけでございまして、私も知る範囲では、墮胎罪を全廃した立法例はどうもないようでございます。

そういうようなことでございまして、現時点におきましても大きく事情が変わつたとは私も考へておりませんので、墮胎罪を廃止すべきではないかというのが、当面、私も法務当局としての考え方なのでございませう。

○三石久江君 端的に言つて、女子のみが墮胎罪というのは私はいたらないですね。墮胎罪は「女子」と書いてありますので、なぜ墮胎罪が女子のみなのかというふうに思つてしまふわけもありませう。

そこで、墮胎罪の検挙もほとんどないのが現状だと聞いておりますが、年間どのくらいありますかと。

○政府委員(則定衛君) 平成元年から五年まで検察庁で受理しました事件の中で調べてみますと、業務上墮胎罪が一件、同意墮胎致死罪が一件あります。そのうち、業務上墮胎罪については不起訴処分、同意墮胎致死罪については起訴、公判請求ということになっております。隔年にそれぞれ一件ずつ程度、こういう状況でございませう。

○三石久江君 大変に少ないようですね。名目だけの処罰規定を残しておくことは、法律を完全に守るという遵法精神を害することになるのではないでございませうか。法律辞典にも、「今日、墮胎罪は事実上死文化している」と書かれてあります。積極的に検挙されない墮胎罪を殺人罪や傷害罪、放火などと並べて刑法の中に置くのはおかしいのではないでございませうか。いかがでございませうか。

重ねて申し上げます。

○政府委員(則定衛君) 御意見はよくわかるわけでございませうけれども、私もいたしましては

先ほどお答えさせていただきましたような考えでございまして、当面、これを全面的に廃止するのはいかぬものかということでございます。

○三石久江君 先ほど言ひました、女子のみにというのはいかぬですか。

○政府委員(則定衛君) これはいわば生理的に、墮胎罪、いわゆる自己墮胎罪、これは女子について規定されておりますのは、これは端的に申しまして男子については妊娠するということがないというところでございまして、ただ男子におきましても、女子に對して墮胎の処置をしたときには、これが同意があれば同意墮胎罪になりますし、同意がなければ不同意墮胎罪になり、それぞれ、処罰されるわけでございませう。ただ、女子のみが墮胎罪としてその共犯の処分もなされるわけでございまして、必ずしも処罰の対象は女子に限らないということ、その点はいわば男女それぞれ処罰対象になつておるということでございます。

○三石久江君 次に、重ねて重ねてですけれども、我が国において墮胎を犯罪として禁止した最初の法律は明治十三年に制定された旧刑法です。これはキリスト教思想に基づいたフランス刑法に倣つたためですが、そればかりでなく当時の日本の政府の富国強兵政策と一致したためでもあるとも言われております。日中戦争が始まつた途端、私どもの母親たちは医学的な知識もなく、命がけでの避妊行為などなどで悩みに悩んだ末の結果墮胎罪を犯した女性に對して非常に求刑を重くした検察官もいたそうなんです。戦争に人的資源が重要であるからとの理由だつたようですが、女性に對してこんな使われ方をした墮胎罪を現代に残しておくのは時代錯誤だと思ひます。表現が現代用語になつても中身が明治時代のままでは大変困ります。

墮胎が刑罰に値するほどの罪悪かどうか。社会一般でこれほど意識が変わつた現代では、刑法の中でも改正か削除を考えなければならぬ問題だとまだまだ私は思つてゐるわけでございます。改正に向け

て、削除に向けての検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。重ねてお願いいたします。

○政府委員(則定衛君) 刑罰法令といいますが、社会の実態の変遷あるいは国民の価値観の変化といったものと大きく離れるようでは適切でないと思うわけでございまして、現時点での墮胎罪についての私も法務当局の考え方は今申ししたようなことでございまして、今後いろいろな御意見あるいは価値観の変化あるいはいわば社会経済情勢の変革等々を見定めながら、今御指摘の問題についても検討していくことになろうかというふうに思っております。

○三石久江君 一たんつくった法律を削除することの難しさを本心に改めて感じました。

次に、改正案に残っている難解語などもっと減らす努力をすべきだったのではないかと申すわけですが、改正案を讀ませていただきました。現行の片仮名まじりの漢文調の文の条文に比べ、格段に読みやすくなっていると思います。原則として内容は変えないで易しく言いかえた文章をつくる作業は大変だったと思います。作業に関係された方々の努力を評価したいと思います。

特に刑法三十八条二項、「罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ処断スルコトヲ得ス」という条文は難解であることで有名な文章だということです。本心にこれを説明なしに理解できる人はほとんどなかったのではないかと申します。改正案は「重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。」と丁寧に言いかえられており、本来法律とはこういう一般国民にわかりやすい形であるべきだとの意を強くいたしました。

ただ、改正案の中にもわかりにくい言葉が残っているように思います。できれば義務教育終了者、少なくとも高校生にわかるような法文であるべきだと考えるのですが、この点、立案に当

たつてどのように考慮されたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(古田佑紀君) 御指摘のとおり、私も思っています。もうひとつ、ふだん使われている言葉あるいはそれほど難しい言葉に置きかえようという努力をしたわけでございまして、ただその中で、例えば「心神耗弱」とか「心神喪失」とか「心神耗弱」などというかなり難しい言葉がございまして、こういうふうな言い方の言葉は一つの技術的な言葉として中身が刑法の中でしっかりとある意味では決まっています、これを置きかえようという点と実はいろいろな解釈がございまして、それをそのうちのどれか一つにしてしまおうというふうな問題などがありまして、どうしてもやはり現在の刑法の意味を変えないで直すのには言い換えようのなかった言葉というのがあるわけではございません。こういうふうな言葉につきましては、中身のことも検討しなければならぬという問題を伴っている言葉でございまして、そういうふうな中身を検討すべき適当な機会にあわせてより易しい表現ということをやこれから考えていきたいと思っております。

○三石久江君 努力をしていただきたいと思っております。特に刑法の第二編は、こういう行為はこういう罪に当たるということを国民に知らせる部分ですから、できるだけわかりやすい文章であるべきだと思います。法律家ではない一般国民の立場から幾つか指摘させていただいて、この次の改正のときに考慮していただければと思います。

まず、常用漢字以外の漢字という観点からお尋ねします。現行刑法には常用漢字以外の漢字が六十五文字あるようですが、改正案にはまだ十四文字残っているようです。今回の改正では、原則として常用漢字以外の漢字は使用しないという作業基準があったこととします。それならば、もう少し減らすことはできなかったのかという気がするのですが、

この点はいかがでしょうか。

○政府委員(古田佑紀君) おっしゃるとおり、常用漢字以外の漢字をできるだけ減らすという努力を私もしております。ただ、どうしても、その中で例えば「勾留」というような言葉あるいは「禁錮」というような言葉、これは刑事訴訟法とかほかの法律でもたくさん使われている言葉で、これを常用漢字に置きかえるということは、全体の法律の法令用語の中で非常に統一を欠いてしまうというふうな問題があるわけでございまして、そういうふうな点から、やはりどうしても現在の法体系全体の中から見ると置きかえることが困難な字というのがあるわけでございまして、またそのほかに、例えば「賄賂」「賂」「賄賂」というのも常用漢字にないわけでございまして、あるいは「強姦」「姦」という字もない。

ただ、こういうたぐいの言葉につきましては、いろいろな新聞なり雑誌なり社会的な出版物等の中でどういうふうに使われているか、それほど難しい字として扱われているかどうか、そういうふうな点も種々調査をいたしまして、その結果、やはり漢字で書かないとどうしても意味がよくわかりにくい。例えば「強姦」「姦」というのを平仮名で書くとしてもイメージとしてよくわからないとか、そういうふうな問題もあるわけでございまして、そういうふうな点の中で、やはり現在、常用漢字以外ではあっても社会の中でかなり一般的にも使われていてその方がかえって意味がわかりやすいというふうなものは、やはり刑法が、先ほどからお話のありますように、何をすれば処罰されるのかというふうなことがわかるための法律という面もあるわけで、そういうふうな漢字で書いた方がかえって意味が把握しやすいようなものにつきましてはやはり漢字を常用漢字外でも使わせていただいていると、こういうことでござい

○三石久江君 では次に、幾つかの言葉を取り上げてお尋ねしたいと思います。

昭和六十二年の改正で設けられたコンピュータ

「犯罪に関する条文に『電子計算機』との言葉が入っています。これは難しい言葉ではありませんが、今日では『コンピュータ』を使う方が一般的ではないでしょうか。当時は、現行刑法が片仮名書きなので片仮名の言葉を入れるのはだめだったのかもしれませんが、改正案では『ボイラー』、『ガス』と片仮名の言葉も入ってきました。コンピュータ犯罪とは言っても電子計算機犯罪とは言いません。いかがでしょうか。

また、準強制わいせつ、準強姦罪の要件に、人の「抗拒不能に乗じ」と書いてありますが、「抗拒」は日常的に使わない言葉だと思えます。字を見て、抵抗、拒絶を合わせたような意味だろうと推しはかるのですが、それならむしろ「抵抗、拒絶」という日常使う言葉を使えばいいかという方がわかりやすいと思うのですが、どうでしょうか。

また「浸害」、さんずいの「浸害」は広辞苑にも見つかりませんでした。法律的な専門用語でないものは、ああいふ大型の国語辞典に載っている言葉を使うのが一つの指標になると思うのですが、いかがでしょうか。

また、漢字一つ一つは常用漢字の範囲内でも熟語となると難解なのが「蔵匿」、「隠匿」、「強談威迫」など、耳で聞いてもピンとこないほど日常の生活ではなじみがないと思います。「強談威迫」は漢字から、強引に談判し威力をもって脅迫することだろうかと想像しますが、意味がはつきりとならないのは国民は困つてしまいます。常用漢字を使った熟語もつと積極的に易しく言いかえてほしいと思いますが、こういう点、いかがなものでしょうか。

の方が定着している言葉になっているというふう
に判断されましたので、「電子計算機」という言葉
を使うこととしたわけでございます。

それから、そのほか多々御指摘があつて、いず
れもごもつとも、私どもとしても内部でも随分
検討し、また法制審議会でも御議論いただいたと
ころが実は今委員御指摘のほとんどの問題であつ
たわけでございます。

一つ一つ申し上げますと大変時間がかかります
ので結論的にだけ申し上げますと、ただいま委員
の御指摘のあつたような言いかえの意見というの
もやはり検討の過程で出てまいつたわけでござい
ますが、いろいろ検討してみますと、どうしても
現在の法律の理解、現行法の解釈を変えないで置
きかえるということがこれはもう極めて困難だと
いうことで、今回の改正の目的からして、わかり
にくい言葉ではあるということとはわかつてはいる
わけですけれどもこのままで置くほかないと、こ
ういう判断に達したと、そういうことでございま
す。

○三石久江君 大変御苦労さまでした。

○委員長(中西珠子君) 時間が超過していますか
ら短くお願いします。

○三石久江君 はい、わかりました。これで終わ
ります。

刑法の平易化については、今回の改正で終わら
ないで、さらに一般国民が法文を読んで内容を十
分に理解できるように引き続き研究を続けてい
ただきたいことをお願いして、終わります。

○委員長(中西珠子君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。

本日、尾辻秀久君が委員を辞任され、その補欠
として河本三郎君が選任されました。

○委員長(中西珠子君) 引き続き質疑を行います
。

○安恒良一君 二日間にわたって下稲葉委員を初
め八名の人が質問されましたので、質問したいと

思つておることはほとんど終わりましたから、私
はいわば落ち穂拾ひ的に、もしくはある程度今ま
でのやりとりの中でさらに納得いかない点を少し
聞きたいと思ひます。

まず、今回の改正には私は賛成なんです、実
は驚きました。刑法制定から八十八年、改正刑法
草案公表から二十一年、このままになっておつた
んです。だから、戦前の帝国憲法のときのことを
今言つてみても意味はありませんが、少なくとも
戦後の平和憲法になって約五十年間、こんな難解
な言葉をそのままよく放置しておつたなど。こ
れは率直に言つて、私は歴代法務大臣、法務省に
大きな責任があると。もちろん、国政の場にある
我々国会議員も責任の一端は免れないと思ひま
す。しかし、やつと今度、現代用語化ということ
で改正になったのでその中身は賛成なのでありま
すが、少し今後のことを含めて聞いておかなきゃ
ならぬと思ひます。

御承知のように、既に御報告があつたとおり
に、昭和四十九年に改正刑法草案ができて、これ
が当時の刑法学者や学界や日弁連その他に反対さ
れてそのままになってしまつた。そういう中で
やつと今回、現代用語化ということで刑法の改正
案が出てきたんですが、しかしながら、もう多く
の同僚委員から問題が提起されたように、依然と
してまだ難しい、常用漢字が使われていないとい
うような、それから中身にもいろいろ問題があり
はしないかと。参考人からもありましたし、同僚
議員からもありましたように、例えば罪刑法定主
義の明示、保安処分の導入、企業秘密の漏示問題、
それから自動設備の不正利用の問題、それから無
賃乗車罪等の新設等は、今日の社会においては極
めて必要なことなんです、これは私の意見でもあ
ります。

ところが、いろいろ審議会で議論もあつたよう
ですが、今回はとにかく横のものを縦にというこ
とで言葉のあれだけに終わつていきますから、私は
どうしても改正刑法草案にやつぱり早急に取り組
まなきゃならぬと思ひます。

そこで、ちよつと聞きたいんですが、歴代法務
大臣の所信表明をずっと調べてみましたら、昭和
五十六年、五十七年、五十九年、六十年、六十一
年、六十二年までの法務大臣、例えばここに鈴木
先生がおいでになります、鈴木先生が法務大臣
の六十一年度の所信表明の中に、

刑法の全面改正につきましては、これが国の重
要な基本法に関するものでありますため、国民
各層の意見を十分考慮しつつ、真に現代社会の
要請にかなう新しい刑法典の制定を目指し各般
の努力を重ねてきていくところであり、引き続
き所要の作業を進める所存であります
と、当時、鈴木大臣はこの委員会でお述べになつ
ています。

ところが、六十三年以降、法務大臣の所信にこ
れが入っていないんですよ。なぜ入っていないの
か。あなたのものも見ましたが、この現代
用語化のことは書いてありますが、根本的なこと
についてはあなたのことしの所信表明にも入つて
いないんです。ですから、もう改正刑法草案はあ
きらめられたのかどうか。今までずっと歴代
法務大臣が書いておつたようなことが突如として
六十三年以降消えていきますから、だからその熱
意ありや否やということ、いま一つ私が心配す
るのは、ここに弁護士先生もおられますが、日弁
連の態度が今回これに賛成だと。この賛成をする
ことは、わかりやすい言葉で言う、これによつ
て改正刑法草案の全面改正は免れるんじゃないか
とか、つぶれたんじゃないかというような意見が
あるやに聞いています。

私は、この現代用語化というのは一歩前進であ
つて、これからやはり早急に、少なくとももう新
平和憲法になって五十年ですから、ですからやら
なきゃならぬと思ひますが、そここのところの決意
について、大臣、あなたの所信にも入っていない
ものですから心配ですが、どうされようとするの
かお考えをお聞かせください。

○政府委員(則定衛君) 刑法全面改正問題につ
きまして、御指摘のように、昭和六十二年まで歴代

大臣の所信表明で言及されながら六十三年以降言
及していないという点でございまして、これは、
昭和四十九年に法制審議会から答申がござ
いました、御指摘の改正刑法草案の取り扱いにつ
きまして、昭和六十二年まで日弁連等いろいろ
協議を重ねてその実現のための努力を重ねてい
つたわけでございまして、根本的な理念の対立あ
るいは大きな制度についての意見の不一致等々で短
期に全面改正を行うことが極めて困難という見通
しに立ち、当時の与党、自民党との意見調整にお
きまして、当面実現可能なものに限つてそれぞれ
の一部改正でやる方策を模索すべしということも
ございましたので、いざ言及しなかつ
たという点だけまず御説明させていただきたいと
思ひます。

○国務大臣(前田勲男君) 今回の改正は、実は明
治四十年に制定された刑法の内容を基本的に維持
したまま平易化するあるいは現代口語化するもの
でございまして、現行刑法を全面的に改正する
ことも検討課題にしなければならぬと当然考え
ておるところでございまして。

特に、刑法は国民生活に極めて深いかかわり合
いを持つ基本法でございまして、また国家の強制
力を持つ極めて重要な法律でございまして
ので、大方の国民の合意が得られる形で改正が行
われることが重要であらうと思つております。

そこで、まず改正に対する熱意ありやというこ
とでございまして、これはやはり時代に合った
国民合意のできる刑法に改正すべきであるという
熱意は変わつておらないと私は確信をいたしてお
りますし、所信にはございませんが、刑法の全面
改正は決してあきらめたわけではございません。
所信に特に申し述べませんでしたのは、まず現代
口語化、平易化をして改正に向かつての御議論を
いただく基本整備作業、かようにとらえて、まず
第一歩としてこの改正をお願いしたい、こう
いうことで特に全面改正等については所信では申
し上げなかつたという次第でございまして。
なお、昭和四十九年の改正刑法草案に基づく刑

法改正につきましては、ただいま刑事局長からも申し上げましたが、基本的あるいは根本的と申しますか、日弁連その他御専門の立場からいろいろ対立やら御意見の違いもあるところでございまして。今日は、こうした数多くの御意見を十分に踏まえながら検討を続けておるところでございますし、今後もこうした法改正のもとに全面改正に向けての検討を続けてまいりたい、かように思っております。

○安恒良一 大臣は午前中の質問の中で、冷静かつ慎重にという改正について言われましたけれども、私が心配しているのは、これで現代用語化ができたということでもた何十年ほっておかれたらかなぬわけですよ。現実には今までもほっておいたわけですから、平和憲法になって約五十年間。これができたらこれで一安心ということでは、国民は納得しないと私は思います。

ですから、ぜひこのところを、改正刑法草案については一回は審議会で決めたいというところ、いろんな問題を打開して改正をしていくということとを早い機会にやらないと、また今度の次は三十年後だったなんてそんなばか話になってはいけません。私は思います。このことを申し上げておきます。

そこで、そうなるこの法制審議会刑事法部会でまた審議されると思いますが、これは重要でありまして、この民主化、委員をふやせということとはもう全委員が言われました。参考人も言われました。今の構成に加えて、言語学者であるとか女性であるとか国民の良識の代表であるとか、そういう者を入れて法制審議会の刑事法部会、これは法制審議会全体ですが、やはり開かれた審議会にしろというところがたくさん出ましたからこれはもう私は重ねて言いません。私も、ぜひ審議会の委員構成については再検討されることを強く大臣に申し上げておきます。

そこで問題になるのは、午前中それから午後のやりとりを聞いておいて、私はやっぱりこの審議会の議事録の公開と委員の氏名の公開は明確にし

なきゃならぬ。お聞きすると、何か刑事法部会だけは非公開になっているそうですね。その理由も承りました。しかし、私は非常におかしいと思うんですが、実は私が調べたところでは、公開にするか非公開にするかというところで議論があったときに、ある委員は非公開が委員受諾の条件であった、こういう委員があったり、法務省自身の姿勢も消極的であつたと思います。

なぜかという、刑事法部会の出席委員で採決をすることをあなたたちは避けたでしょう。大臣はお知りにならないか知りませんが、いわゆる法制審議会規則に定めてない異例の郵便による投票をしていますよ。というのは、日弁連の委員から、氏名の公表をやつぱり決めるべきだと。それに対して、そこで投票することすら避けているんです。そして、郵便を出して賛成反対をとって、その結果、委員名は公表しない、こういうことをしたというふうには私は聞いています。私はこんなやり方はないと思うんですよ。

大臣、私は中身の細かいことをぐちゃぐちゃ言いませんが、少なくとも今日これだけ情報社会で開かれた社会になったときに、いわゆる中立公平な自由な討論を確保できないとか、もしくはその身に危険があるからとか、世の中は変わってきているんですから、そういう理由で私は委員名を公開したくないという人は委員になる資格がない、なつてもならなくていいと思うんです。そういう人は、やつぱり大臣が任命するときに少なくとも、なるべくおれの名前を公開しないんならおれは委員になつてやるぞと、そんな時代錯誤の人をどうして委員にするんですか。そんなばかなことではない。ですから、その点は大臣にきちとした後から答弁を願いたいと思います。

同時に、これも午前中のやりとりを聞いております、いわゆる委員の氏名なり審議内容の公表については、これは日米構造協議で強くアメリカから求められたんですよ。それで政府は慌てて、局長が言つたように、審議会のガイドラインの策定のための関係省庁連絡会議で申し合わせをし

て、「審議会等及び懇談会等行政運営上の会合の運営等に関する指針」をまとめた。そして、それはその部会ごとに決めましよう、こういうことになっているんです。これもいわゆる日米構造協議の中から出てきてやられておるんです。しかし、実際の運営は今言つたようなことをやつて、とうとう刑事法部会が非公開にした。私は納得できません。

やはり、少なくとも刑事法部会もこれからは氏名は公表すると、またそういうことになっている御意見のある方については委員になつていただかなくて結構ですと、遠慮してもらつて、こういうようなやり方で、これからやはり情報公開というの、非常に重要な時期ですから、審議会の民主化のためにもそのところは、もうこれは全委員が皆さん大臣に求めたことですから、お約束してください。

○政府委員(永井紀昭君) 刑事法部会におきまして委員の氏名を公表しないことを決定した経緯につきまして、若干の誤解があるようでございます。この刑事法部会が開かれたときに、このガイドラインの問題が急遽問題になりました。直ちに、あらかじめ事前に先生方にいろんな資料をお渡しすることなくその場でいろんな御意見をお伺いしたわけです。それにつきましては、いろんな理由、個人個人で理由を書いていた方が多いとか、あるいはここでは時間がないので述べないけれども後で書面を出したいとか、いろいろそういう意見がございまして、その場でもうすぐ書いていただいた方もおられます、それから欠席者もおりましたので、それから、いろんな資料を添えて説明をして書面であつた方が正確だろうというところでそういう措置をとつたことでございます。

○国務大臣(前田勲男君) この刑事法部会のみが法制審の中で秘密会といひますか、公表しておらないわけでございます。かつて歴史的に保安処分問題伺いますところ、かつて歴史的に保安処分問題

等々のときに、委員のメンバーでございまして先生方、特に大学の教授等もいらつしやいましたようでございます。ところが大学において非常に個人的にいろいろ圧力をかけられ、デモに押しかけられたり、いろいろそういうことが歴史的な経過にあつたようございまして、そうしたことも踏まえて、中立公正な立場から自由な討論を確保するために公表すべきでない判断したものと私は理解をいたしております。

やはりこうした国民の基幹的な基本である法律をする部会でございます、公表する国民に対する利益と公表しない国民に対する利益、これを慎重に考えなければいけないと思いますが、今日、情報公開その他あるいは刑法の性質から踏まえて、実はこれは法制審議会の会議規則四条によつて定められることございまして、その法制審議会におきまして、本委員会の御意見等も踏まえながら法制審議会と良識を持つて対応されるように望みたいと思つております。

○安恒良一 大臣、望みたいなんてそんな消極的なことじゃなくて、やはり法務省自身がその気持ちに僕はやつぱりならなければだめだと思つてですよ。

私も政府関係の審議会、国会議員になる前、米審から税調から中協から社会保険審議会、ありとあらゆる審議会やりましたけれども、そんなばかげたことを言う委員はいませんよ、氏名を公表してもしたら困るとか。それから、言いわけ的に、あなたたちは言いわけする必要はないと思つたんだから。例えば郵便によつてあれしたこと事案なんだから。それを今言つたような、ぐちゃぐちゃいうようなことを言つて、少なくともいわゆる公開する、そういうことまで郵便によつて一部出してもらつて最終的に決めたことは事実でしょう。だから、そんな審議会というのは僕は聞いたことないんだよ。

僕も審議会の委員三十年ぐらいつていて、けれども、公開するか公開しないかということを委員がその席上でようしやべり切らぬで、後から郵便

で出して集めて、ああこれはやつぱり公開しない方が多かったなんて、そんなばかげたことがあつてはよくないし、そんなことの言いわけを僕は聞いてはいるんじやなくて、少なくとも参考人から出た意見も、また全委員から出た意見はやはりこれは公開すべきだよということを国会の意思としても言っておるわけですから、これは積極的にやつてもらわなければ、そしてまた余りこんなことを指摘されるのはよくないけれども、日米構造協議においてもいわれるそういうことを指摘されているわけですよ。日本政府に対して強く求められている。そんな恥ずかしいことを僕はしたらいけないと思ひますから、この問題はこれだけ強く要望して終わりたいと思ひます。

そこで次に、尊属殺人、尊属加重規定の削除、私もこれは賛成なんです。ただ、これもどうも皆さん言ひわけばかりされているけれども、何でも、昭和四十八年四月四日に出たのにそれからほうつておかれたかということが、この原因がわからぬんですよ。どうも聞くところによると、当時与党である自民党との間に意見がなかなか調整できなかったというんだが、それならそれで正直に言つてもらいたいんですが、私は当時の歴史をちょっと調べてみたら、自民党の議員の一部に、最高裁の判決が出て、孝行が滅ぶ、おれ目の黒いうちは絶対これはまかりならぬと言つた議員がおりまして、その議員は数年前にもう既にお亡くなりになつています。そんなことで急遽今度出てきたのかなと。その有力な御発言の方がもうお亡くなりになつておりますし、もう議員もおやめになつていますから。

ですから、私はやつぱり、今聞いておりますと、当時与党である自民党との意見調整がということとを盛んに言われますけれども、国会というのは与党だけじゃないんですから、与野党おるわけですよ。ですから私は、もう少しこういうものについては、もちろんそれは政府・与党の意見をまずお聞きになつて野党とのあれということになりますけれども、どうも尊属殺人、尊属加重規定が二十

二年も放置をされたということについては非常に理解に苦しみます。しかし、これもまたここで言いわけを聞いていると時間がたちますから結構です。今後こんなことがないようにしてもらいたいと思ひます。

そこで、もう時間が余りありませんが、最終的に一つ聞かざるやなりませんのは、各条文の条項はもう多くの委員からたくさん出ましたから私の聞きたいことは重複しますが、ただ、これも今度削除の中で瘡癩者規定というのが削除されました。私もこれは賛成であります。ただ、賛成であります。問題は、責任能力に問題のない瘡癩者は通常人と同様に扱われることになりませんが、ところが具体的に調べるに不利な扱いを受けることがないのかどうかという心配をちよつと。例えば捜査の段階、公判の段階において、いわゆる一般健常者よりやはりハンディがあるわけですね。ですから、この瘡癩者が不利にならないようにどのような改善措置をとらうとされているのか、その点、これをごく簡単に。あと、警察にちよつと一言聞かざるやならぬことがありますから。

○政府委員(則定衛君) ただいまお尋ねの、刑事手続におきまして聴覚障害者が被疑者、被告人、被害者その他の事件関係者となつた場合におきましては、本人の手話、筆談の能力あるいは御本人の希望などを考慮いたしまして適当な手話通訳人を選任、依頼などしておりますし、また、手話や筆談を用いて正確な意思疎通に遺漏なきを期しているところがございますけれども、今後とも御指摘のことは十分踏まえまして、刑事手続上の権利保障に欠けることのないよう十分配慮してまいりたいと思つております。

○安恒良一君 これももうたくさんの議員から出ました、地下鉄サリン事件、それから國松長官の狙撃事件、最近の横浜周辺駅におけるいろいろな問題。私は、こういう凶悪犯は断固として、我が国の法の秩序に対する重大な挑戦ですから断じて許すことはできないし、これは捜査を進めて処罰すべきものはしなやならぬと思ひます。

ただ、そうは言いながらも、何人かの委員からもちよつと心配も出ましたね。というのは、いわゆる大臣も今の捜査の進め方に対して、法令に従つて適正な捜査が行われているとこう言われる。また、予算委員会における総理以下の発言問題もここでのいろいろな問題になつたんですが、私は、警察庁にきょう来ていただいたのは、例えばホテルで偽名チェックインした者を私文書偽造で逮捕したり、刃渡り五センチのカッターナイフ所持者を軽犯罪法違反で逮捕するというのは、従来のやり方からするとちよつとやり過ぎじゃないかなと。やはり人権という問題はこれは考えなきゃならいせんし、それから一番私心配するのは、こういうような進め方が今後の先例となつて、取り締まり優先社会になるようなことがあつてはならないと思ひます。

私は、少なくともホテルで偽名チェックインしたら私文書偽造で逮捕というのは今まで聞いたことないんですよ、こんなこと。ですから、そこらについて、捜査は大変苦勞されて、厳正に進められなきゃならいせん、これは。そして、早く解明しなきゃならいせん。しかし、ちよつと今二点の例を挙げたような点について、警察当局はどういうお考えをお持ちか。それから、法務大臣は法令に従つて適正な捜査が行われているとここで言われましたが、今私が聞いたようなところも適正と考えられるのかどうか。その点だけ聞いて終わります。

○説明員(篠原弘志君) お答えいたします。オウム真理教関連につきましては、これまでの捜査の過程におきまして、同教の関係者が組織的に逮捕監禁事件あるいはサリンの原料物質を含めましての大量な化学薬品を教団施設内に隠匿あるいは関係者自身が保有という状況がございます。また、指名手配犯人の組織的な隠匿という事実も出ておるところでございます。このような状況を踏まえまして、警察といたしましてはオウム真理教関係者に対して必要な職務質問あるいは捜査を行っているところでございます。その結果、

違法行為が判明しますれば、これを看過することなく検挙などの措置をとっているところでございますけれども、検挙に当たりましては、それは個別の具体的な状況に照らしまして逮捕の必要性を具備している場合に逮捕しているものでございませう。

私どもの方としましては、こういうかつてない事件に対しまして、国民の方々の不安を一日でも早く解消すべく、法の許す範囲で最大限の努力をやつておるといふことを御理解いただきたいといふふうに思つております。

○國務大臣(前田勲男君) 具体的な事例について、特に私も内容を細かく伺つておりませんが、申し上げることはお許しを賜りたいと存じますが、警察における犯罪捜査は法令に従い適正に行われておると聞いており、また今後もそうでなければなりませんし、検察当局においても法と証拠に基づき適正な捜査、処分を行い、人権侵害等なきように尽くしていかなければならない、かように考えております。

○安恒良一君 終わります。

○委員長(中西珠子君) 他に御発言もないようです。から、質疑は結局したものと認めます。

○委員長(中西珠子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大河原太一郎君が委員を辞任され、その補欠として山崎正昭君が選任されました。

○委員長(中西珠子君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

刑法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(中西珠子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決す

可決

べきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中西珠子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

平成七年五月十一日印刷

平成七年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K